

北朝隋唐時代における胡族の通婚関係

長 部 悦 弘

【要約】 北朝隋唐時代の政治史は、唐代においてはそのトーンを弱めるが、北魏の建国者であり且つ軍事力の担い手であった鮮卑族と最初その膝下に屈したが徐々に官僚として北魏政権に出任していった漢族との合作・融合がその基調の一つであったことは否定できないであろう。両者の合作・融合は北魏孝文帝の漢化政策を一大契機に進むが、それは一挙に成し遂げられたのではなく、一度北魏末年の動乱を経て、深化していく。鮮卑族と漢族とが最も強く結びつく方法が通婚であると考えられるので、小論では北朝隋唐時代における両者の合作・融合の過程・構造を別出するために、通婚関係を考察する。

史林 七三巻四号 一九九〇年七月

序

魏晋南北朝及び隋唐時代の士大夫にとり、血縁関係が基本原理となって成立していた家が政治・社会・文化方面で活動する上で、基礎単位として機能していたことは否定できないであろう。それなるが故に、今日に至るまで六朝隋唐時代の士大夫の家系に対して数多く研究が積み重ねられてきた。^①

ところで、北魏・北斉・北周の北朝三政権から隋朝を経て唐朝にかけての政治史は、四三九年に北涼を滅ぼして華北を統一した北魏政権の軍事力の担い手であった鮮卑族と最初その膝下に屈したが徐々に北朝政権に参画していった漢族とが合作・融合していった側面を有する。鮮卑族と漢族との合作・融合の最初の一大転機が、言うまでもなく、五世紀末に北魏孝文帝が推し進めた一連の漢化政策であろう。なかでも、氏族詳定は鮮卑族と漢族とを同一の門閥秩序の下に統合しよ

うと試みたもので、画期的事件と言うことができよう。^②

ここで再び現在までの六朝隋唐士大夫の家系研究に眼を向けると、専ら特定の家系を研究しているものと、特定の家系を中軸としその通婚関係を研究しているものと、二つの形態があるが、両者は互いに方法において質的に異なっているわけではなく、後者は前者の研究に通婚関係の分析を重ね合わせたもので、前者の研究をより一層深化させたものであると評せよう。^③六朝隋唐士大夫の通婚関係の研究は、その対象が士大夫の政治・社会・文化の各方面における基盤となっていたが故に、当時の政治・社会・文化の構造をより詳細に具体的に理解する方途として期待される。

更に従来の六朝隋唐時代の家系研究の対象となった家を、角度を変えて民族別にみるとそのほとんどが漢族であって、唯一の例外を除いて鮮卑族の家はなかった。これまで家系が研究された鮮卑族の家は北魏代の元氏だけである。^④鮮卑族が、北魏以来漢族士大夫とともに、北朝隋唐政権に参与したことを考えるならば、漢族士大夫の系譜を研究するのみならず、鮮卑族の系譜を時代を北魏から唐代まで伸ばし、対象とする家を元氏以外にも及ぼして研究することにより、北朝隋唐時代の政治及び社会の構造をより多角的に認識できるであろう。しかも先に述べたように、北朝隋唐時代の政治史を鮮卑族と漢族両者の合作・融合過程ととらえるならば、その過程において生じた両者の結合関係中、考えられる最も強力な結合方法は両者が依拠した家と家とが婚姻により結びつくことである。したがって鮮卑族と漢族との系譜研究を各々民族に分けてその枠内で、互いに無関係に独立させて進めるのではなく、両者を固く結びつけたと想像される通婚関係を具体的に検討することが、両者の合作・融合の実相を理解するために、必要となってくるであろう。そこで、小論では北朝隋唐時代における鮮卑族の通婚関係を、特に漢族との通婚関係を基軸に、整理・検討することとしたい。

北魏孝文帝が姓族詳定により樹てた一つの門閥秩序を以て鮮卑族と漢族とを統合したと述べたが、鮮卑族が漢族の通婚相手を選ぶ際、両者を統合した門閥秩序下で定められた自身の家格にみあう家格を選択したのか、逆に漢族もまた鮮卑族と通婚する上でも同一の規準を用いたのか、要するに両者は共通する身分という枠内で通婚したのか、つまり両者の統合

が門閥秩序による統合という方法を取った以上、身分上の観点からも検討を加える必要がある。

尚、小論では以下鮮卑族の代わりに、漢族と対応する語である胡族という語を用いることとする。

- ① 士大夫の家系に関する研究は、(1)王伊同『五朝門第』下、(成都金陵大中国文化研究所一九四三年、香港中文大学出版社、補訂版一九七八年)、(2)守屋美都雄『六朝門閥の一研究—太原王氏系譜考』(日本出版協同一九五一年)、(3)竹田龍児『門閥としての弘農楊氏についての一考察』(『史学』31—1?4 一九五八年)、(4)矢野主名『門閥社会史』(長崎大史学 一九五五年)、(5)丹羽允子『魏晉時代の名族—荀氏の人々について』(『中国中世史研究』東海大学出版会 一九七〇年)、(6)多田狷介『魏晉代の潁川庾氏について』(『史学』16 一九七五年)、(7)同上『潁川庾氏の人びと—西晋時代の庾家を中心に』(『木村正雄博士退官記念論集』一九七六年)、(8)大川富士夫『六朝前期の呉興郡の豪族—とくに武康の沈氏をめぐって』(『宗教社会史研究』雄山閣 一九七七年)、(9)同上『南朝時代の呉興武康の沈氏について』(『立正史学』50 一九八一年)、(10)石田德行『2~6世紀安定皇甫氏考—特

にその武人的側面を中心に』(『軍事史学』17—2、一九八一年)、(11)同上『北地傅氏考—漢・魏・晋代を中心に』(『中嶋敏先生古稀記念論集』下 一九八一年)、(12)陳寅恪『記唐代之李武韋楊婚姻集團』(『金明館叢稿初編』上海古籍出版社 一九八〇年)、(13)布目潮温『唐朝初期の唐室婚姻集團—公主の婚家先を中心として』(『隋唐史研究』、同朋舎 一九六八年)、(14)愛宕元『唐代范陽氏廐研究—婚姻關係を中心に』(『中国貴族制社会の研究』京都大学人文科学研究所 一九八七年)などがある。

② 唐長孺『拓跋族的漢化過程』(『魏晉南北朝史論叢編』一四四—一四五頁、生活・讀書・新知三聯書店 一九五九年)

③ 注①参照。注①に掲げた研究中、通婚關係に論及しているものは、(2)・(11)・(13)・(14)である。

④ 遼羅東『拓跋氏与中原土族の關係』(『新亞学報』七一—一九六五年)

第一章 胡族と漢族の第一次通婚

これまで胡族の系譜・婚姻關係に関する具体的研究は、唯一遙耀東氏の「拓跋氏与中原土族の關係」^①が存するだけである。胡族の場合も漢族同様合葬し、合葬した墓誌に、夫の出自・家系・官歴とともに、妻の名・出自・家系・父兄の官歴が刻み込まれている場合が多くあり、現在の我々は遼氏が研究した元氏以外にも胡族の婚姻關係を具体的に知ることができるといえる。『魏書』・『北史』等の正史とともに今に伝わる墓誌を活用することにより、当時の胡族の通婚關係をより詳しく復元できよう。恐らく正史に記載されてある胡族の通婚關係は、墓誌を基にしていたのであろう。小論では、正史等の文献

料とともに、墓誌を若干利用して胡族の通婚関係をみていくこととする。

ところで胡族の通婚関係について最も豊富な資料が残っている家が、墓誌が最も多く残っている北魏宗室元氏である。それ故、元氏の通婚関係を、先ず取りあげよう。元氏の北魏代の婚姻関係は、既に述べた如く遼氏の手により研究された。したがって小論では氏の研究を参照しつつ元氏の代代の婚姻関係を整理しよう。但し遼氏の研究は北魏代に限られているので北齊・北周・隋・唐代の通婚関係を補ってみることにする。

第一節 元氏の婚姻関係

胡族（鮮卑族）中、漢族と積極的に大量に通婚していったのは、北魏の宗室元氏（拓跋氏）を嚆矢とする。元氏が漢族と本格的に縁戚関係を結ぶのは、五世紀末に平城から洛陽へ遷都したり、胡語（鮮卑語）・胡服の使用を胡族に禁止したりするなど、急速に漢化政策を推進していった孝文帝時代からであろう。然もその相手が、漢族中、名族士大夫であったことは、『魏書』21上、咸陽王禧伝の一文から窺える。その記述から、孝文帝が六人の弟のために選んだ伴侶は、滎陽郡鄭氏・隴西郡李氏が各二人、范陽郡盧氏・代郡穆氏が、各一人である。選ばれた女性六人中、代郡穆氏は『元和姓纂』10「穆氏」に「河南 代人。本姓、邱穆陵氏代。為部落大人。」とあり胡族であることを除いて、残り五人はいずれも漢族であり、名族士大夫の娘である。この咸陽王禧伝の記述は、元氏諸王子が、妃嬪に代郡から来た胡族の八族（穆・陸・賀・劉・樓・于・嵇・尉）及び漢族の名族から取るべき旨を詔し、手はじめに孝文帝の第六人にそれを実行したことを伝えている。

孝文帝自身も、隴西郡李氏、太原郡王氏、范陽郡盧氏、滎陽郡鄭氏、清河郡崔氏の漢族の名族士大夫の娘を後宮に迎え納れた（『資治通鑑』140 齊紀6 明帝建武三年（四九六）の参）。孝文帝と弟の漢族との通婚は、胡族と漢族との通婚という民族の側面と、士大夫との通婚という身分上の側面の二つの側面があると考えられる。それでは、かかる両側面の存することを踏まえた上で、元氏の通婚関係が、孝文帝時代を境に変化するか否か、検討してみよう。

先ず皇帝と皇族とに分け、皇帝の通婚相手を孝文帝より前の献文帝以前と、孝文帝より後の宣武帝以降とに区切つてみることとする。献文帝以前の通婚相手を遼氏の研究を参照し、更に林宝著『元和姓纂』と姚薇元著『北朝胡姓考』（科学出版社 一九五八年）の記述を参考にしながら、胡族と漢族とに分けてみると、胡族が漢族の二倍で胡族から女性を迎える傾向が強かったことがわかる。② 出自をみると、胡族が慕容氏が五人で最も多く、次いで沮渠氏が三人で多いのに対して、漢族は耿氏が二人で最も多いくらいで特定の家に偏つておらず、崔・盧・李・鄭・王の漢族士大夫中、最高家格を誇る五姓がみられない点特徴である。

宣武帝以後の通婚相手を遼氏の研究では手をつけられずにおり、本来は通婚相手の表を掲載すべきであるが、紙幅の限係上割愛に従う。但だ、私の調べた限りでは、宣武帝以後の通婚相手を胡族と漢族とがほぼ同数、同率で、宣武帝以後、北魏の皇帝は漢族と通婚する傾向が強まったことがわかる。漢族の出自をみると、清河郡の崔氏（『魏書』66崔亮伝）、趙郡の李氏（『漢魏南北朝墓誌集積』39図、以下『集積』と略称）の五姓が入っており、更に安定郡の胡氏（『魏書』13宣武皇后胡氏伝、同書13孝明皇后胡氏伝、『集積』40―2）、など地方の名族から少なからず納れており、孝文帝以後、漢族士大夫の娘が後宮に入る傾向が強くなったのが認められる。

皇族の通婚相手については、四九六年以前に婚姻したことが確認できる例は極めて少ないが、通婚関係の判明している最も古い世代である拓跋鬱律から第四・五・六世代（道武帝は第四世代、孝文帝は第一世代）の伴侶を民族に分けてみると、胡族は姚氏（夫々元暉）、劉氏（元邁）、婁氏（元興都）、紇千氏（元度和）、赫連氏（元素連）、段氏（元丕）、宇文氏（元階斤）、叱羅氏（元愷）の八人に対して、漢族は王氏（元宵）、公孫氏（元鸞）、皮氏（元龍）、張氏（元於徳）の四人で胡族が多い。③ 代が下つて第九世代の文成帝及び第一〇世代の献文帝の兄弟の通婚相手を民族別に分けると、胡族は雷氏（元新成）一人だけで、漢族は頓丘郡李氏（元新成）、孟氏（元雲）、仇氏（元楨）、常氏（元簡）の四人で漢族の割合が増えたのが認められる。④ 但し、漢族中、五姓及び地方名族は含まれていない。それでは漢族と多く通婚した孝文帝及びその弟より下の世代は、如何なる

相手と婚姻したのか。ここでは、孝文帝とその弟の子と孫の婚姻相手に限って民族別にみよう。

漢族は長楽郡馮氏（元謐・元端）、滎陽郡鄭氏（元恂・元誕）、安定郡胡氏（元謐・元寔）、彭城郡劉氏（元恂）、弘農郡楊氏（元愉）、河内郡司馬氏（元譚）、渤海郡高氏（元譚）、隴西郡李氏（元子訥）、南蘭陵郡蕭氏（元宝月）、清河郡崔氏（元宝建）の一三人に対して、胡族は河南郡羅氏（元憚）、代郡閻氏（元悅）、河南郡穆氏（元煥）の三人のみであり、漢族が胡族より圧倒的に多い。漢族が胡族より多いのは文成帝と献文帝の兄弟と変わらない。ここで注目したいのは、漢族の通婚相手の出自である。文成帝と献文帝の兄弟には前述した如く五姓・地方の名族士大夫の家との通婚例がみられなかったが、孝文帝とその兄弟の子孫の通婚相手には五姓の滎陽郡鄭氏・清河郡崔氏・隴西郡李氏が選ばれ、残りの九人は長楽郡馮氏以下すべて地方の名族士大夫の家柄であり、漢族の名族士大夫から選ぶ傾向が続いているのがわかる。

次に元氏に嫁した胡族女性の出自が、孝文帝時代を境に変わるかどうか、みてみよう。これまで挙げた元氏の胡族の通婚相手を見るに、特定の家に偏ってはいない。家柄を見ると、孝文帝より前では、劉氏が部落大人の家であり（『魏書』23 劉眷伝）、赫連氏が夏主の家であり（『魏書』95 赫連勃勃伝）、孝文帝以後では、穆氏と羅氏が部落大人の家であり（『元和姓纂』10、『魏書』44 羅結伝）、閻氏が蠕々主の後裔である（『北朝胡姓考』）のが確認できる。元氏は、孝文帝より前と後とで通婚した胡族の家柄はいずれも部落大人もしくは国主の家が多かったものと推定される。

前に孝文帝が四九六年（太和二〇）に元氏諸王が胡族の八族か漢族の名族から伴侶を迎うべき旨を宣した詔が出されたこととは述べたが、八族とは穆・陸・賀・劉・樓・于・嵇・尉の八姓で、『魏書』113 官氏志にみる如く、四九五年（太和一九）の姓族詳定の際、漢族士人の最高家格の崔・盧・鄭・王四姓同様、濁官に就けないことを定めた胡族中、最高の家柄であった。姓族詳定とは、胡族の各家の始祖が部落大人であり且つ道武帝の皇始年間（三九六―三九七）以来、三代の官が給事以上、州刺史・鎮大将、品位が王・公に登った者、部落大人の家でなく皇始年間以来、三代の官が尚書以上、品位が王・公に登り、その官位が下に落ちなかった者を姓とした。部落大人の子孫で皇始年間以来、官位が前に挙げた官位に及ばず、

I表 北齊・北周・隋・唐代元氏婚姻表

	夫	卒年	死亡年齢	妻	典拠
1	元 韶	559	—	高 氏	B Q 28 & B 19 本伝
2	元 英	[585]	[36]	崔 氏	J S 65-2
3	元 智	613	—	姬 氏	J S 52
4	元世雄	—	—	蘇 氏	S 41 & B 63 蘇威伝
5	元仁惠	669	73	梁 氏	Q T 232 元仁惠石柱銘并序
6	元思亮	703	67	爾朱氏	Q I 502
7	元舒温	703	34	裴 氏	Q I 886
8	元希声	707	46	李 氏	Q I 602
9	元 素	719	74	陳 氏	Q T 232 元懷景墓誌銘并序
10	元懷景	712	—	韋 氏	同上
11	元子上	738	—	鄭 氏	Q I 770
12	元鏡遠	769	63	鄭 氏	Q T 440 元鏡遠夫人鄭氏墓誌銘
13	元 盛	795	55	柳 氏	Q T 785 元盛墓誌銘
14	元 溶	804	58	崔 氏	Q I 988・Q I 1009
15	元 寬	[806]	[60]	鄭 氏	『旧』166 & 『新』174 元稹伝
16	元 胄	820	—	崔 氏	Q T 655 元氏墓誌銘
17	元莫之	821	58	吳 氏	同上
18	元 氏	821	55	李 氏	Q T 654 元氏墓誌銘
19	元 積	831	53	裴 氏	Q T 679 元積墓誌銘并序
20	同 上	[809]	[27]	韋 氏	同上
21	元 元	—	—	韋 氏	『旧』102 & 『新』200元行冲伝
22	元 元	—	—	唐 氏	Q T 655 告贈皇祖妣文
23	元 元	—	55	張 氏	Q I 1208

略号は以下の通り。J S = 『漢魏南北朝墓誌集』, Q I = 『千唐誌斎藏誌』, Q T = 『全唐文』, B Q = 『北齊書』, S = 『隋書』, B = 『北史』, 『旧』 = 『旧唐書』, 『新』 = 『新唐書』。〔 〕内は妻の卒年・死亡年齢。

後、士人身分という枠内で婚姻関係を積重ねたと考えられる。

北魏代に孝文帝時代以後、かく士人身分の家と通婚を重ねた元氏は、他家の女性を自家に納れるに当り、相手の家格を厳しく選別する傾向のあったことは、宣武帝が元雍が博陵の名族崔暉の妹を妻に迎えることに最初難色を示したことから窺える(『魏書』21上元雍伝)。博陵の崔氏は清河の崔氏に比べて格が下であるとはいえ、名族に数えられる家柄で、それで

三代が中散・監以上、太守・子都となり品位が子・男に登った者、先祖が部落大人でなく、皇始年間以来、三代に互り令以上、副将・子都・太守となり、品位が侯以上に登った者を族に定め、姓・族に列せられた胡族は士人に認定された(『魏書』113官氏志)。前の八族は士人に列せられた胡族中、漢族の四姓と同格の最高位の士人と言うことになろう。となると、元氏は孝文帝より前から部落大人の家と通婚し、孝文帝以後も旧部落大人で士人身分に位置付けられた家と通婚したとみることができよう。前に確認した如く、四九六年以降、元氏が漢族の名族士大夫と繁く通婚するようになったことを思い合わせると元氏は北魏代四九六年以

Ⅱ表 北齊・北周・隋・唐代

① 胡族

出自	I表内の番号	人数
高氏(父：高歡)	1	1
計	—	1

② 漢族

出自	I表内の番号	人数
韋氏(京兆)	10, 20, 21	3
鄧氏(滎陽)	11, 12, 15	3
裴氏(河東)	17, 19	2
蘇氏(武功)	4	1
梁氏(安定)	5	1
李氏(趙郡)	8	1
陳氏(潁川)	9	1
柳氏(河東)	13	1
崔氏(博陵)	14	1
崔氏(清河)	16	1
吳氏(濮陽)	17	1
李氏(隴西)	18	1
張氏(南陽)	23	1
崔氏(不明)	2	1
姬氏(不明)	3	1
計	—	20

※ ()内は本貫。

も尚、元氏が博陵崔氏との通婚を肯んじなかったのは、元氏の門閥意識が高かったことを示す。これまで、北魏代の元氏の婚姻関係を、孝文帝が弟に漢族士大夫の娘を娶らせた四九六年以前と以後とに分けて整理検討した結果、四九六年以降、元氏は漢族士大夫の家と繁く通婚したことが判明した。元氏は北魏において宗室という国家の庇護を最もよく受け得る特別な地位にあったと言えるが、それでは北魏国家が崩壊して国家の特別な後楯を失った後も、漢族士大夫に受容され、通婚していくことができたのであろうか。

I表は正史・墓誌を用いて作成した北齊・北周・隋・唐代の元氏の婚姻関係表であり、II表は元氏の伴侶の出自を各々胡族と漢族とに分けて整理したものである。以下、両表を用いて北齊以後の元氏の婚姻関係を一瞥しよう。

北齊代以降、元氏が迎え納めた女性を民族別にみると、II表によると、胡族は高歡の娘唯一人であり、漢族は二〇人で、漢族の方が圧倒的に多い。北魏代、孝文帝及びその弟の子孫の婚姻関係の胡族対漢族の比率が1対3（実数4対13）であるのに比べて、北齊代以降のそれは1対20であり、北齊代以降、調べ得た限りで、元氏が漢族との婚姻をますます深めて

いったのが、看取できよう。更に時期を限定してみると、I表中の1の元韶から4の元世雄までの僅か四人だけが隋以前に結婚したにすぎず、5の元仁恵から23の元褒までの一九人は唐代に結婚しており、その中民族が不明な相手と通婚した6人、唐代には専ら漢族と通婚するようになったと言えよう。

北齊以後、元氏に嫁いだ漢族女性の出自は、

上表によると、京兆郡韋氏・滎陽郡鄭氏が各三人、河東郡裴氏が二人、京兆郡蘇氏・安定郡梁氏・趙郡李氏・潁川郡陳氏・河東郡柳氏・博陵郡崔氏・清河郡崔氏・濮陽郡吳氏・隴西郡李氏・南陽郡張氏、更に本貫が不明の崔氏・姬氏が各一人である。この中、五姓は滎陽郡鄭氏、博陵郡崔氏・清河郡崔氏・隴西郡李氏で、合計七人であり、地方名族は、京兆郡韋氏、河東郡裴氏、京兆郡蘇氏、安定郡梁氏、潁川郡陳氏、河東郡柳氏で合計九人である。

北齊代以降、元氏に嫁いだ漢族女性二〇人全体に占める比率を算出すると、五姓が $0.35(7/20)$ 、地方名族が $0.45(9/20)$ 、五姓と地方名族を合わせた名族全体が $0.8(16/20)$ であり、四九六年以後北魏末年までの孝文帝及び弟の通婚相手の漢族の各比率、五姓が $0.3(4/13)$ 、地方名族が $0.7(9/13)$ 、名族全体が 1.0 である。北魏代、四九六年以後に比べて、北齊代以後の漢族の通婚相手は、五姓がほぼ同率で、地方名族が落ちた。また北齊以降の胡族も含めた元氏の婚姻相手二人全員に対する比率は、漢族五姓は $0.33(7/21)$ 、漢族地方名族は $0.43(9/21)$ 、名族全体は $0.76(16/21)$ であり、四九六年から北魏末年までの比率は各々 $0.23(4/17)$ 、 $0.53(9/17)$ 、 $0.76(11/17)$ で、両者は名族全体の比率がほぼ同じである。したがって、北齊以降、元氏が漢族の士大夫と通婚する傾向は保たれたと言っただけであらう。

これまで、元氏が娶った女性の出自をみてきたが、次に元氏の嫁ぎ先をみてみよう。

元氏の嫁ぎ先をみるに当って、まず確認しておきたいことがある。それは北朝の漢族士大夫の家において、子供の地位が母親の出自により影響を受けたことである。母親の出自が低ければ、例えば曾祖父李産、祖父李績が慕容燕で名を知られ、父の李崇が北燕馮跋の下で吏部尚書・石城太守であった范陽郡の李訢は母親の身分が賤かったが故に兄たちに軽んぜられ、『北史』27李訢伝)、また博陵郡安平県の名族崔廓は若くして父崔子元を失ない、貧乏で母親の出自が賤しかったので、一族から相手にされず屢々辱はかしまを受けた(『隋書』77崔廓伝)。ただ単に侮辱を受けただけではない。燕郡広陽県廣陽の公孫氏では従父兄同士でありながら、公孫暉は母親が渤海郡の封氏、妻が清河郡の崔氏でいずれも名族であったのに対し、公孫暹は母親が雁門郡の李氏で門地が低いがために、冠婚葬祭の席上、公孫暉は士人として遇され、公孫暹は庶人として扱われ差

別待遇を受けた。それなるが故に、范陽郡遼東の名族祖季真是士大夫は良い家柄の結婚相手を選ぶ必要があるという趣旨の発言をしている(『魏書』33公孫邃伝)。祖季真の発言は、子供の一族内での地位が母親の出自に左右されるので、嫁を選ぶに当ってその相手の家柄を慎重に斟酌せざるを得ない漢族士大夫の心情を代弁しているのではなからうか。かかる推定が正しいとすると、漢族士大夫の家が特定の家から多くの女性を伴侶として迎え納れていたならば、その家は、漢族士大夫間で士大夫とみなされていたと考えられる。

かく考えて、元氏の嫁ぎ先を次にみると、北魏代では四九六年以降主として五姓及び地方の名族であったことが認められる。五姓では范陽郡の盧道虔(『魏書』47盧道虔伝)、隴西郡の李惑(『集釈』186図)、滎陽郡の鄭伯猷(『魏書』56鄭伯猷伝)、清河郡の崔瓚(『北史』87崔瓚伝)、地方の名族では安定郡の胡祥(『魏書』83下胡国珍伝)、勃海郡の封隆之(『北史』54孫騰伝)が元氏の女性を伴侶に迎えた。

宗室の地位から落ちた北魏滅亡後も、北魏代同様、元氏は五姓並びに地方名族に嫁していった。元氏を迎えた例として、五姓では滎陽郡の鄭元果(『唐文拾遺』65欠名「鄭元果墓誌銘并序」)、隴西郡の李則(『李文公集』14「李則墓誌銘」)、地方名族では京兆郡の韋績(『毘陵集』8「韋績神道碑銘并序」)を挙げることができる。

要するに元氏の女性には北魏の四九六年以降唐代に至るまで、漢族士大夫の家に迎えられたのである。前にみたように、元氏が漢族士大夫の娘を北魏の四九六年以降唐代まで伴侶に迎えたのだが、それは漢族士大夫の側が元氏に娘を嫁すことを肯んじたことを示している。つまり、漢族士大夫が四九六年以降、元氏と嫁のやりとりをしてきたのは、元氏を自分たちと同一の身分である士大夫に属するとみなしていたからであると考えられる。

宗室の地位から降り国家の力を以前ほど後楯にできなくなった北齊・北周・隋・唐時代においても、元氏は国家の力を当てにできた北魏代同様、漢人名族士大夫と通婚していったのである。そこから、元氏はもと胡族ではあったけれども、漢人名族から家格が同等で娘を送り出すことに躊躇を感じない、通婚相手として意識されていたと読み取ってよいように

思う。

第二節 元氏以外の胡族の婚姻関係

第一節では、元氏の婚姻関係を出身民族・出自により分類・整理した結果、北魏代、孝文帝が弟に漢族の、しかも名族士大夫の娘を伴侶に選んで以来、漢族士大夫の家から女性を迎える傾向が強かったと認められたが、他の胡族はどうであったであろうか。

眼を元氏以外の胡族に向けると、最も早い時期から漢族士大夫の娘を娶ったのが、陸氏（歩六孤氏）であるのが先ず見出される。陸氏で最初に漢族士大夫の家と通婚したのが認められるのが、陸定国と陸叡の兄弟である。陸定国は前妻に河東郡の柳氏を迎え、後妻に范陽郡の盧氏（父・盧度世）を納れた（『魏書』40陸昕之伝）。陸叡は、博陵郡の崔氏（父・崔鑿）を妻とした（『魏書』40陸叡伝）。陸定国は『魏書』40の本伝によると、四八四年（太和八）に死去したのであるから、四八四年以前に結婚したことは明らかである。陸叡は、『魏書』40の本伝から、四八四年（太和八）に元琛とともに、東西二道大使に任ぜられる前に、結婚したものであろう。したがって、陸氏の場合、元氏が本格的に漢族士大夫の女性を娶り始める四九六年以前から漢族士大夫の家と通婚したと言える。

また胡族との通婚関係では、陸定国の子陸昕之（『魏書』40陸昕之伝）並びに孫陸子彰（『魏書』40陸子彰伝）は北魏代に元氏を迎えたのが認められる。元氏は宗室であったところから、孝文帝の氏族詳定時に最高の士人に序列付けられた陸氏を含む胡族の八族よりも高い家格を誇ったと考えられる。それ故、陸氏と元氏との通婚は胡族同士というだけでなく、氏族詳定により定められた士人身分の枠で通婚したと認められる。

陸氏は唐代に至っても、漢族士大夫との通婚は続いた。陸叡の五代孫陸乾迪は清河郡の崔氏と通婚し（『中原文物』一九八二年第三期、六〇頁）、陸定国の六代孫陸孝斌は范陽郡の盧氏を伴侶に迎えた（『張説之文集』18「陸孝斌神道碑」）。

陸氏の他に、北魏代に漢族士大夫の娘を妻に迎えた例として確認できるのは、長孫氏である。その例として挙げる事ができるのが、長孫士亮が広平郡の宋靈妃（祖父…宋弁、父…宋維）を娶り『集釈』589―2）、長孫澄が隴西郡の李氏（父…李琰之）を迎えた例（『周書』26長孫澄伝）である。

長孫氏は以後唐代に至っても、長孫昺が天水郡の名族趙氏から嫁を納めたことから、漢族士大夫と通婚したことがうかがえる（『千唐誌齋藏誌』70）。

要するに、元氏以外の胡族で、陸氏は四九六年以前から、長孫氏は四九六年以後、唐代まで漢族士大夫の家と通婚した事実が確認できたのである。

これまで婚姻関係をみてきた元・陸・長孫の三氏は、いずれも平城から洛陽に移り住み、河南郡洛陽を本貫とする。今、北魏代に時代を限ってみると、三氏は、洛陽を舞台に、婚姻を重ね、とりわけても漢族士大夫の家と平城に居た時より繁く通婚したとみてよいであろう。元・陸・長孫三氏以外にも、孝文帝に従って洛陽に移り住んだ胡族は、洛陽という土地において、漢族と平城時代より密に通婚していったであろう。

ところで前に元氏と陸氏が北魏孝文帝の氏族詳定で士人身分に定められた胡族と通婚したことは述べたが、他にも穆彥が元寿安の娘元洛神を娶った例が認められる（『集釈』271―2）。この胡族の士人同士の通婚も北魏代には洛陽で行なわれた。要するに、北魏代胡族が胡漢両族の士大夫と通婚した場合は、洛陽であったのである。

① 序注④参照。

② 本来、元氏の皇帝の婚姻相手及び他の皇族の婚姻相手の出自・典拠を掲げた一覧表を載せるべきであるが、これについては遼氏が既に研究しており、また紙幅の関係から割愛した。

③ 姚氏（元暉）は、『漢魏南北朝墓誌集釈』73図から補充した。また

遼氏は、紇干氏の夫を那斗那、元度和の夫を皮氏としているが、紇干氏の夫を元度和、皮氏の夫を元龍と読むのが妥当ではないのか。

④ 遼氏は孟氏の夫を元康、としているが、元雲の誤りである。同じく遼氏は仇氏の夫を元楨としているが、元楨の誤りである。

⑤ 馮氏の夫は、遼氏の論考では印刷の誤りか、元瑞としているが、元端が正しい。以下、遼氏の研究になく補充したものを、典拠を掲げて列挙する。

○鄭氏（元恂）・劉氏（元恂）・馮氏（元恂）―『魏書』22元恂伝

○鄭氏（元恂）―『文物資料叢刊』1

○胡氏（元謐）―『魏書』21上元謐伝

○李氏（元子訥）―『集釈』189。

○閻氏（元悅）―『魏書』22元悅伝

第二章 胡族と漢族との第二次通婚

ここで眼を北魏の新首都洛陽から北方の六鎮に転ずると、すべての胡族が四九四年（太和一八）の洛陽遷都時に洛陽に移り、漢族士大夫の家と通婚していったのではないことがわかる。首都が平城に置かれていた四九四年以前から国境防衛に当たっていた六鎮の胡族が、洛陽遷都後には首都から遠く離れた六鎮に取り残され、賤民化し、官界での昇進の道が閉ざされた^①。かかる境涯に対する不満が胡族を中核とする六鎮鎮民の間に鬱積し、五二四年（正光五）に沃野鎮民破六汗拔陵が鎮将を殺し、真王元年と年号を立てたのに端を発して爆發し、六鎮全部を巻き込んだ動乱が、所謂「六鎮の乱」である。破六汗拔陵が柔然の援軍により鎮定された後も、六鎮鎮民は葛榮を頭に戴き、中央政府は北秀容郡の爾朱榮を招いてこれに当らせようとした。爾朱榮は五二八年（武泰元）洛陽へ入るや、河陰の変を起こし、胡太后及び幼帝（元釗）を殺し、ついで葛榮を打破り、勢力を大いに振うが、五三〇年（永安三）爾朱榮は根拠地晋陽から洛陽に上り、河陰の変後自ら擁立した孝荘帝の手にかかって殺された。爾朱榮の従子爾朱兆は孝荘帝を殺して復讐を遂げるが、麾下にあった高歡が五三二年（普泰元）に山東にて独立し、五三三年（永熙二）には爾朱氏一族を誅滅した。高歡は爾朱氏の立てた節閔帝を廢して、廢帝を立てたが、やがて代わって孝武帝を擬した。孝武帝は高歡の風下に立つのを肯んぜず、五三四年（永熙三）、関中に西走した。孝武帝を関中において迎えたのが、高歡同様もともと爾朱榮の部将で、葛榮と同時期に起きた万俟醜奴の叛乱討伐に当たった宇文泰であった。五三四年（天平元）高歡はこれに対抗して孝静帝を立てた。かくして東西対立の形勢が生まれた。東は高歡が中心となり東魏が成立し、五五〇年（武定八）に高歡の子高洋が北斉を立てた。西は宇文泰が西魏を牛耳り、五五七年、宇文泰の子宇文覺が北周を開いた。両政権には六鎮出身者が参加した。

Ⅲ表 宇文氏婚姻表

	夫	卒年	死亡年齢	妻	典拠
1	宇文肱(縉)	正光末?	—	王氏	Z10 & B57 宇文顥伝
2	宇文顥	—	—	閻氏	Z20 & B61 閻慶伝
3	宇文泰	556	52	元氏	B58 周室諸王伝
4	同上	同上	同上	叱奴氏	同上
5	同上	同上	同上	達歩干氏	Z12 宇文憲伝
6	同上	同上	同上	姚氏	B58 周室諸王伝
7	同上	同上	同上	王氏	同上
8	宇文導	554	44	李氏	Z10 & B57 宇文広伝
9	宇文護	572	—	元氏	S50 & B17 元孝矩伝
10	明帝	560	27	独孤氏	Z9 & B14 独孤皇后伝
11	宇文震	—	—	元氏	Z13 & B58 本伝
12	孝閔帝	557	16	元氏	Z9 & B14 元皇后伝
13	武帝	578	36	李氏	Z9 & B14 李皇后伝
14	同上	同上	同上	阿史那氏	Z9 & B14 武成皇后伝
15	同上	同上	同上	庫汗氏	B58 周室諸王伝
16	同上	—	—	馮氏	同上
17	同上	—	—	薛氏	同上
18	同上	—	—	鄭氏	同上
19	宣帝	580	22	尉遲氏	Z9 & B14 尉遲皇后伝
20	同上	—	—	元氏	Z9 & B14 元皇后伝
21	同上	—	—	陳氏	Z9 & B14 陳皇后伝
22	同上	—	—	楊氏	Z9 & B14 楊皇后伝
23	同上	—	—	朱氏	Z9 & B14 朱皇后伝
24	同上	—	—	王	B58 周室諸王伝
25	同上	—	—	皇甫氏	同上
26	静帝	581	9	司馬氏	Z9 & B14 司馬皇后伝
27	宇文士及	642	—	楊氏	S80 & B79 南陽公主伝
28	宇文智及	619	—	長孫氏	S85 & B79 宇文智及伝
29	宇文鸞	—	—	韋氏	『旧』88 & 『新』116 韋恒伝
30	宇文瓊	—	—	崔氏	『唐文拾遺』32李氏夫人墓誌銘并序

略号 Z = 『周書』。他の記号はⅠ表と同じ。

東西両国家の中核となった六鎮出身者中には、唐宗室の祖先である李虎、隋宗室の祖先である楊忠などの漢族系統の人々も含まれていたが、ここで六鎮出身の胡族の婚姻関係に注目すると、六鎮の乱前後に結婚した相手は、胡族が多い。

最初に西魏・北周からみると、西魏の重鎮宇文泰により礎が置かれ、北周の宗室となった宇文氏は、武川鎮に屯していた宇文肱・宇文顥・宇文泰父子の代には、北魏から唐にかけての宇文氏の婚姻関係を示したⅢ表中、Ⅰ～ⅦとⅣ表にみる通り、胡族が主たる通婚相手で、漢族はほとんど

V表 宇文氏の婚姻相手の出自 (1-26)

① 胡族

出自	Ⅲ表内の番号	人数
元氏(河南)	3, 9, 11, 12, 20	5
王氏(楽浪)	1	1
叱奴氏(代郡)	4	1
達歩干氏(茹茹)	5	1
独孤氏(雲中)	10	1
阿史那氏(突厥)	14	1
庫汗氏(不明)	15	1
尉遲氏(代郡)	19	1
計	—	12

② 漢族

出自	Ⅲ表内の番号	人数
司馬氏(河内)	26	1
楊氏(弘農, 隋宗室)	22	1
陳氏(潁川)	21	1
李氏(楚郡)	13	1
朱氏(呉郡)	23	1
鄭氏(不明)	18	1
馮氏(不明)	16	1
皇甫氏(不明)	25	1
閻氏(河南)	2	1
計	—	9

文氏(宇文泰の姉)を娶り『周書』20賀蘭初真伝)、子賀蘭師も宇文氏(北周明帝の娘)を妻とした『周書』20賀蘭祥伝)。

これまで、宇文・独孤・賀蘭三氏の通婚関係をみてきたが、次にその通婚相手の出身地を検討してみよう。宇文肱・宇文顥・宇文泰の通婚相手中、胡族と確認されるのは、Ⅲ表によると、1王氏・3元氏・4叱奴氏・5達歩干氏(番号は、Ⅲ表内の頭番号)である。四人の本貫を順にみると、1楽浪郡・3河南郡・4代郡である。5の達歩干氏は茹茹人とあるのみで、居住地は明らかでないが、『魏書』103蠕蠕伝に、北魏正光年間に後主侯陞伐が懷朔鎮に来奔し、弟阿那瓌も懷朔鎮に置かれた旨が記されており、恐らく懷朔鎮出身ではあるまいか。1~4中、3と4は本貫と居住地が一致するとみられるが、1と4は異なる。1王氏の本貫は楽浪郡とされるが、王盟の父王暉は良家の子として武川に居住した『周書』20王盟伝)。また漢族と思われる2閻氏は、閻氏の祖父閻善以来、雲州盛樂郡に住んでいた『周書』20閻慶伝)。宇文肱父子の通婚相手の実際の出身地をまとめると、1武川鎮、2盛樂郡、3河南郡、4代郡、5懷朔鎮であり、3を除いて武川・懷朔兩鎮及

含まれていない。

次に西魏・北周政権の中核を占めた八柱国・十二大將軍の胡族中、六鎮出身者の通婚関係に眼を向けてみよう。八柱国大將軍の一人であった独孤信は、自身は出自は確認できないので断定は憚るが、漢族と思われる郭氏と崔氏を娶ったけれども『隋書』79独孤羅伝)、父独孤庫者は胡族の費連氏を伴侶に選んだ『周書』16独孤信伝)。また十二大將軍の一人であった賀蘭祥は、彼自身の妻は詳らかでないが、父賀蘭初真は宇

V表 高氏婚姻表

	夫	卒年	死亡年齢	妻	典拠
1	高 謐	495	45	叔孫氏	W32 高湖伝
2	高樹生	526	55	韓氏	W32 本伝
3	高 歡	543	52	婁氏	B Q9 & B14婁后伝
4	同 上	—	—	王氏	B51 齊宗室諸王伝
5	同 上	—	—	穆氏	同 上
6	同 上	—	—	大爾朱氏	同 上
7	同 上	—	—	韓氏	同 上
8	同 上	—	—	小爾朱氏	同 上
9	同 上	—	—	游氏	同 上
10	同 上	—	—	鄒氏	B Q47 鄒仲礼伝
11	同 上	—	—	馬氏	B51 齊宗室諸王伝
12	高 琛	天平中	23	元氏	B Q13& B51 高徽伝
13	高 澄	546	29	元氏	B Q9 元氏伝
14	同 上	—	—	宋氏	B Q11& B52 高孝瑜伝
15	同 上	—	—	陳氏	B Q11& B62 高延宗伝
16	同 上	—	—	王氏	B52 齊宗室諸王伝
17	同 上	—	—	燕氏	同 上
18	文宣帝	559	31	李氏	B Q9& B14 李氏伝
19	同 上	—	—	馮氏	B52 齊宗室諸王伝
20	同 上	—	—	裴氏	同 上
21	同 上	—	—	顔氏	同 上
22	高 浚	559	—	陸氏	B Q10& B51 本伝
23	高 澈	564	32	鄒氏	B Q10& B51 本伝
24	孝昭帝	561	27	元氏	B Q9 元氏伝
25	同 上	—	—	桑氏	B52 齊宗室諸王伝
26	高 渙	—	26	李氏	B Q16& B51 高渙伝
27	武成帝	568	32	胡氏	B Q9 & B14 胡氏伝
28	同 上	—	—	李氏	B52 齊宗室諸王伝
29	高 潛	578	—	盧氏	B Q & B51 本伝
30	高 濟	569	—	崔氏	B Q23& B24 崔悰伝
31	高 凝	—	—	王氏	B Q10& B51 本伝
32	高 徽	568	36	鄒氏	B Q29 鄒述祖伝
33	高孝瑜	—	—	盧氏	B Q11& B52 本伝
34	高孝璠(長恭)	—	—	鄒氏	B Q11& B52 本伝
35	高延宗	578	—	李氏(父:李鸞)	B33 李孝貞伝
36	同 上	—	—	李氏(父:李祖収)	B Q37& B56 魏収伝
37	廩 帝	561	17	李氏(父:李祖勣)	B33 李孝貞伝 & B Q48 李祖勣伝
38	高紹義	—	—	封氏(父:封孝琬)	B Q12& B52 本伝
39	同 上	—	—	封氏(父:封孝琰)	B Q21& B24 封孝琰伝
40	高百年	564	—	斛律氏	B Q12& B52 本伝
41	後 主	578	22	李氏	B33 李孝貞伝
42	同 上	—	—	穆氏	B Q9 & B14 穆氏伝
43	同 上	—	—	胡氏	B Q9 & B14 胡氏伝

	夫	卒年	死亡年齢	妻	典拠
44	同上	—	—	斛律氏	B Q9 斛律氏伝
45	高緯	574	—	鄒氏	B Q12 & B52 本伝
46	高儼	571	14	李氏	B33 李孝貞伝
47	高廓	—	—	馮氏	B Q40 & B55 馮子琮伝
48	高暲彦	562	—	元氏	B Q14 & B51 本伝
49	高元海	—	—	陸氏	B Q14 & B51 本伝
50	高翻	—	—	山氏	B Q13 & B51 高岳伝
51	高士廉	647	71	鮮于氏	『旧』65 & 『新』95本伝
52	高履行	—	—	李氏	『旧』65 & 『新』95本伝
53	高元裕	850	76	李氏	Q T764 「高元裕神道碑」
54	同上	—	—	韋氏	同上

略号 I表・III表と同じ。

西魏・北周の次は、東魏・北斉の胡族の通婚関係をみてみよう。北斉宗室は渤海の漢人名族高氏を自称するが、浜口重国氏により実際は胡族もしくは胡族化した人であることが証明された^②。高氏は東魏・北斉の胡族中、婚姻関係を示す資料が最も多く残っているため、これを取りあげることとする。

高氏は、北斉の実質的開祖高歡の祖父高謐以来、懷朔鎮に居住した〔北斉書〕1神武本紀上。高氏の通婚相手は、V表に掲げてあるが、ここでは懷朔鎮に居住した高氏の婚姻関係に先ず注目しよう。懷朔鎮に居住したのは、V表に掲げている人物では、高歡本人、その祖父高謐、父高樹生、弟高琛の四人であり、通婚相手はV表で言えば、1～11の一人である。一人中、胡族は六人で、漢族は二人で、残り

びその周辺である。

V表 高氏の婚姻相手の出自 (1-49)

① 胡族

出自	V表内の番号	人数
元氏(河南)	12, 13, 24, 48	4
斛律氏(朔州)	40, 44	2
穆氏(不明)	5, 42	2
爾朱氏(北秀容)	6, 8	2
叔孫氏(不明)	1	1
婁氏(代郡)	3	1
韓氏(太安)	7	1
韓氏(不明)	2	1
計	—	14

② 漢族

出自	V表内の番号	人数
李氏(趙郡)	18, 35, 36, 37, 41, 46	6
鄒氏(不明)	10, 23, 34, 45	4
胡氏(安定)	27, 43	2
封氏(勃海)	38, 39	2
宋氏(広平)	14	1
顔氏(齊州)	21	1
馮氏(長楽)	47	1
馮氏(不明)	19	1
馬氏(不明)	11	1
燕氏(不明)	17	1
桑氏(不明)	25	1
崔氏(不明)	30	1
鄭氏(滎陽)	32	1
計	—	23

三人は不明で胡族が多い（Ⅵ表参照）。

次に高謐から高猷・琛兄弟までの通婚相手の出身地を胡漢に分けて整理すると、漢族の10及び11は二人とも不明で、胡族は3代郡、5不明、6北秀容郡、7懷朔鎮（Ⅱ太安郡）、8北秀容郡、12河南郡である。以上の中、7は懷朔鎮そのものであり、3は懷朔鎮から比較的近い所である。

ところで高猷とともに北魏末の動乱で崛起した人々の中、六人が『北齊書』15に立伝されているが、その中通婚関係が明らかなのは竇泰・尉景・庾狄干・婁昭・韓軌である。各々本伝によってみると、竇泰の妻は高猷の妻婁氏の妹であり、尉景の妻は高猷の姉であり、庾狄干の妻は高猷の妹であり、婁昭は高猷の妻婁氏の弟であり、韓軌は高猷の妻韓氏の兄であり、高猷を中心に婚姻関係が結ばれた。かかる婚姻関係は、恐らく高猷の懷朔鎮時代に成立したと思われる。婁氏と韓氏はその出身地は高猷の通婚を前にみた折りに既に確めたので繰り返す述べないが、竇泰は懷朔鎮（Ⅱ太安郡）、尉景と庾狄干は善無郡がその出身地である。三人の出身地を懷朔鎮を基点にみると、竇泰のそれは懷朔鎮そのものであり、尉景と庾狄干の善無郡は懷朔鎮から比較的近い。以上から、高氏は懷朔鎮時代、懷朔鎮及びその周辺の範囲内で通婚していたと考えられる。しかも、高氏と通婚関係のあった尉氏・婁氏・庾狄氏・韓氏は、姚薇元著『北朝胡姓考』によると、胡族であるところから、六鎮の乱前後には懷朔鎮の高氏は懷朔鎮及びその周辺の胡族と通婚したと考えられる。

前に武川鎮出身の宇文・賀蘭両氏が武川・懷朔両鎮及び周辺の胡族と通婚したことを併わせ考えると、武川・懷朔両鎮の胡族はその範囲内で通婚したものと考えられる。更には六鎮全体の胡族が、六鎮内において互いに通婚したものと推定される。

これまで四九六年に孝文帝が弟に漢族の娘を娶らせて以来、五二四年に六鎮の乱が勃発する前後までの、六鎮の、具体的には武川・懷朔両鎮において胡族同士が婚姻関係を積み重ねてきたことを確かめたが、かかる通婚関係は第一章第一節でみた元氏が四九六年以降漢族と深めていった通婚関係、第一章第二節でみた陸氏・長孫氏が漢族とも結んだ婚姻とは、

対蹠的である。通婚した場所に注目するならば、胡族同士の婚姻は六鎮で行なわれ、胡族と漢族との通婚は洛陽で多くなされたと言えよう。四九六年以降、北魏の版図内では、六鎮においては胡族同士の通婚が、洛陽では胡族と漢族の通婚が同時に併行していたのである。つまり、四九六年前後に孝文帝が漢化政策を推進したからと言って、一挙に胡族が漢族と大量に通婚するようになったわけではない。

それでは六鎮に居た胡族が、いつまでも胡族同士通婚していたかという点、そうではない。六鎮の動乱以降、かれらは中央政界に踊り出、高い位地を占めると、徐々に漢族と通婚関係を深めていく。宇文氏は、Ⅲ表とⅣ表によると、1～7は宇文韜・顥・泰親子、つまり宇文氏の第一世代の通婚相手で胡族対漢族の割合が5対0であり、8～18は宇文泰の子の世代、第二世代であり、胡族対漢族の比率が胡族を1とすると、1対0.5(6対3)、以下()内の数字は実数比較、19～26は宇文泰の孫・曾孫の世代、第三世代であり、胡族対漢族の割合が1対2.5(2対5)であり、最初胡族が多かったが、代を降るにつれて漢族が増えていったのである。

高氏は、Ⅴ表によると、1～12は懷朔鎮にいた高謐・高樹生・高歡・高琛の第一世代の通婚相手で、胡族を1とすると胡族対漢族の割合が1対0.33(5対2)、13～31は高歡の子の世代、第二世代であり、胡族対漢族の割合が1対4.5(2対9)、32～47は高歡の孫の世代、第三世代で、胡族対漢族の割合が1対4(3対12)と、第一世代に比べて、第二世代・第三世代の方が漢族との通婚率が高くなったのがわかる。

かくして北魏孝文帝の漢化政策から外れて、六鎮で胡族同士婚姻を結んでいた宇文氏・高氏の胡族は、六鎮の乱から中央政界に飛び出、政局の中心を占めた北周・北斉代には、漢族と通婚を深めたのである。第一章第一節で通婚関係をみた元氏、第二節の最初でみた陸氏・長孫氏に比べて、三〇～五〇年遅れて漢族と通婚を密にしていたと言っている。う。

それでは、六鎮出身の宇文氏・高氏・独孤氏が中央政界の中心を占めた東西魏・北斉・北周代に通婚した漢族の出自は、

どうであろうか。宇文氏は、Ⅳ表によると出身地が確認できる漢族の伴侶は、13李氏（楚郡）、21陳氏（潁川郡）、22楊氏（弘農郡・隋宗室）、23朱氏（呉郡）、26司馬氏（河内郡）、の五人である。この中、本貫からみて名族と言えるのは、23朱氏と26司馬氏の二人である。（一）内は出身地）13李氏は、名族でない。21陳氏は潁川郡と自ら云うとあり、潁川郡の名族陳氏ではなからう。22楊氏は、隋の宗室であり、弘農郡出身を名のるが、弘農郡の名族楊氏でない可能性があるので、除外する。宇文氏の場合、西魏・北周代に通婚した漢族中、確認し得た名族は、河内郡の司馬氏と呉郡の朱氏である。

高氏はⅤ表によると、出身地が確認できる漢族の伴侶は、趙郡李氏（表中の18・35・36・37・41・46）、安定郡胡氏（28・43）、渤海郡封氏（38・39）、広平郡宋氏（14）、齊州顔氏（21）、長樂郡馮氏（47）、滎陽郡鄭氏（32）の四人で、出身地の確認できない漢族の伴侶は九人である。出身地のわかる一四人を地方別にみると、安定郡胡氏の二人を除いて、残り十二人は、いずれも太行山脈以東、所謂「山東」の出身者で八割以上を占めた。山東出身者七氏の家柄をみると、齊州の顔氏を除いた六氏はみな名族で、なかでも漢族士大夫中最高の家格である五姓に数えられる趙郡李氏が六人で最も多く、滎陽郡の鄭氏一人を併わせると、山東出身者の半数以上、出身地のわかる者の五割を占め、山東名族、更に五姓との通婚傾向が強かったことがわかる。^③

ここで、六鎮において鎮民として駐屯していた胡族が同じ境涯にあった胡族と通婚していたのが、六鎮の乱後、漢族士大夫の家と通婚するようになったことの意義を考えてみようと思う。北魏孝文帝が氏族評定を通して胡族兩族を門閥秩序の下に統合を試みたが、門閥秩序を形成した原理を谷川道雄氏は門閥主義と名付けた。氏によると、門閥主義による統合は、結局北魏末年の六鎮の乱を醸成・結果した。氏族評定後、門閥主義原理が貫徹した結果、六鎮鎮民は賤民化し、これに対する抵抗運動として六鎮の乱を身分秩序の立場から把えている。^④ここで注目したいのは、六鎮鎮民の反乱前の身分であるが、氏が六鎮鎮民が反乱前、門閥主義から疎外された状況を示すべく引用した『北齊書』23魏蘭根伝中で六鎮を親しく目撃した魏蘭根が、六鎮民が府戸と呼ばれ、賤民同様役使されていたことを証言しており、賤民化したことは確かだ

あろう。加えて、魏蘭根は、六鎮鎮民の任官と婚姻の序列が士大夫の序列から落ちたと語っている^⑤。ここで通婚関係に限って言うと、鎮民は元來良家強宗の子弟が配されたが、その中核を占める胡族の家柄は孝文帝の氏族詳定時には士大夫に序せられたはずであると思われるけれども、その後三〇年の間に、士大夫として他の士大夫の家と通婚する資格を喪失してしまったものと思われる。となると、前にみた六鎮鎮民であった宇文氏・高氏・独孤氏は、賤民視される府戸であり、他の士大夫の家と通婚できない。六鎮時代かれらが通婚した王氏・叱奴氏・達歩干氏・婁氏・韓氏は六鎮出身であり、府戸で士大夫の家と通婚できなかったものと思われる。六鎮の胡族は蜂起前、士大夫身分の家を相手にではなく、賤民化した府戸同士通婚していたとみなせよう。それが宇文氏・高氏・独孤氏が漢族士大夫の家と六鎮の乱を境に通婚するようになったことは、胡漢兩族の統合した門閥秩序からみて、通婚相手を賤民から良民中の士大夫の家へと格上げしたことを意味する。

これまで検討してきたことをまとめると、北魏孝文帝時代、氏族詳定により士人身分に定められ、漢族士大夫及び同様に士人に認定された胡族と通婚していった胡族の一群と、氏族詳定後、六鎮の乱まで士人身分から貶められ、士人身分にある胡漢兩族の家との通婚の道を断たれ、賤民身分の者同士通婚した六鎮の胡族の一群が存在した。今、前者を胡族群A、後者を胡族群Bと便宜上命名して区別すると、胡族群Bは六鎮の乱で蜂起して山東及び関中に進出し、漢族の士大夫の家と通婚するようになった。それは、孝文帝の氏族詳定の結果生じた身分差別を、胡族群Bが通婚上、打破したと一応言えよう。それでは、漢族士大夫と胡族群Bとの間における通婚上の障壁が六鎮の乱により即ちに完全に解消されたかという点、必ずしもそうとは言えない。その点を、次に検討してみよう。

① 谷川道雄「北魏末の内乱と城民」〔『隋唐帝國形成史論』二二二—二二六頁、筑摩書房、一九七一年〕。

② 浜口重國「高齊出自考—高欲の制覇と河北の豪族高乾兄弟の活躍」

〔『秦漢隋唐史の研究』下七〇三頁、東大出版会、一九六六年〕。

③ 高欲が山西晉陽の爾朱氏の許から離れ、河北平野に進出する際、河北平野・山東地域の渤海の高氏、同郡の封氏、趙郡の李氏等の山東士大夫と密接に連係したことは、浜口重國氏が注②上掲論文で既に述べている。高欲の一族が山東名族と多く通婚したのは、この提携の結

果であらう。

④ 注①参照。

⑤ 『北齊書』23魏蘭根伝「正光末、尚書令李崇為本郡都督、率衆討茹茹、以蘭根為長史。因說崇曰。『緣辺諸鎮、控撰長遠。昔時初置、地大人稀。或徵發中原強宗子弟、或國之肺腑、寄以爪牙。中年以來、有

司乖突、号曰府戸、役同厮養。官婚班衛、致失清流。而本宗旧類、各名頭、願贖彼此、理当愆怨。更張琴瑟、今也其時、静境寧辺、事之大者。宜改鎮立州、分置郡县。凡是府戸、悉免為民。入仕次叙、一准其旧。文武兼用、感恩並施。此計若行、國家庶無北顧之慮。』

第三章 隋・唐初の通婚問題

第一節 六鎮の胡族と山東名族

漢族士大夫と胡族群Bとの間に横たわる問題を明らかにするために、先ず蕭琮と楊素の通婚問題をめぐる對話に注目し、検討を加えてみよう。

(楊) 約の兄素は、時に尚書令為り。(蕭) 琮の従父妹を鉗耳氏に嫁するを見て、因りて琮に謂いて曰く、「公は帝王の族なり。望高く威美わし。何ぞ乃ち妹を鉗耳氏に適がすや」と。琮曰く、「前に已に妹を侯莫陳氏に嫁せり。これ復た何をか疑わん」と。素曰く、「鉗耳は、羌なり。侯莫陳は、虜なり。何ぞ相比ぶるを得んや」と。素意以えらく虜優れ羌劣れりと。琮曰く、「羌を以て虜に異なれりとするは、未だこれを前に聞かず」と。素漸して止む。琮は羈旅と雖も、北間の豪貴と見えて、降下する所なし。〔隋書〕79

蕭琮伝)

右の楊素と蕭琮との對話は、蕭琮が従父妹を羌の鉗耳氏に嫁すに当たり、羌と虜の優劣を論じ、結婚相手として適当か否か、議論を戦わせている。楊素・蕭琮兩人とも漢族で、楊素は弘農郡の名族、蕭琮は南朝梁の宗室である。羌とはチベット族であり、虜とは『新唐書』99柳沖伝中の柳芳の議論に鮮卑系の士大夫を指して「虜姓」と呼んでおり、鮮卑族を指すのであろう。議論を整理すると、楊素は虜は羌より優れ、結婚相手として虜が適当で羌は不適当である、蕭琮は虜も羌も相異はなく、結婚相手としていずれも適当である旨を主張し、楊素は蕭琮にやり込められた。ここで注目したいのは、

両者の議論の相違点ではなく、一致点である。楊素も蕭瑀もいずれも「虜」と称する鮮卑族に通婚することに異和感を覚えない点である。

ところで、ここで言う鮮卑族の範囲をもう少し限定できるように思う。対話中、蕭瑀が妹を嫁せしめた胡族（鮮卑族）の侯莫陳氏の出身に着目してみると、当の結婚相手は不明であるが、『魏書』・『北齊書』・『周書』・『隋書』に立伝された七人の侯莫陳氏はいずれも代郡出身で、その中五人までが武川鎮出身で北魏末の動乱から頭角を現わした人々が占めており、恐らく蕭瑀の妹の嫁いだ侯莫陳氏は代郡出身であり、武川鎮出身の可能性が高い^①。

蕭瑀の議論相手であった楊素も妹を胡族（鮮卑族）の独孤陀に嫁せしめた（『隋書』79 独孤陀伝）。独孤陀は独孤信の子で、独孤信は武川鎮出身である。蕭瑀も楊素も胡族群Bに属する武川鎮出身の胡族と通婚したのである。

さて隋代において、北周で選挙上士庶の区別を撤廃したのを、盧愷・薛道衡・陸彥師が再び復活させた^②。ここで注目したいのは、この三人の出自である。盧愷は范陽郡の名族盧氏の出身、薛道衡は河東郡の名族薛氏の出身、陸彥師は魏郡の陸氏の出身である。ここで最も注意したいのは、陸彥師の系譜である。陸彥師は『隋書』72の本伝によると、父が陸子彰、祖父が陸希道で、胡族の血統に属していた。薛氏は非漢民族の血統である疑いが濃いので、今これについては論ずることは措いておきたいが、范陽の名族士大夫である盧氏とともに胡族の血統をひく陸氏が選挙の折り士庶を区別したことから、陸氏は漢族の士大夫とともに士大夫身分に属していると自らも意識し、漢族士大夫も認めていたと考えられる。陸氏は先にみたように、孝文帝の姓族詳定で胡族中、士大夫として最高位に位置付けられ、且つ漢族士大夫とも通婚していったが故に、かく自他ともに士大夫身分と認定されたのであろう。これは陸氏のみならず、他の孝文帝の姓族詳定後から六鎮の乱まで、洛陽を中心に胡漢両族の士大夫身分の家と通婚を重ねた胡族についても当てはまるであろう。

したがって隋代においては第一次漢化を経た胡族群Aは士大夫身分に属することが胡漢両族から認定されており、漢族士大夫の側からみて胡族群Aとの通婚は議論の対象にはなり得なかったと思われる。かく考えると、蕭瑀と楊素とが事故

めて通婚相手として適当であると判定を下した「虜」とは、胡族群Bを指すものであろう。現実には二人とも、胡族群Bの侯莫陳氏と独孤氏に妹を嫁がせたのである。

ところで六鎮の乱で崛起した胡族群Bは、周知の如く、現実には六鎮の乱を機に東と西とに分かれ、各々東魏・北齊・西魏・北周を樹てて互いに覇を競った。以下、行論の都合上、六鎮の乱を機に東へ移動し東魏・北齊を樹てた胡族群を㊦、対する西の関中に拠点を置き西魏・北周を成立させた胡族群を㊧とする。地域からみると、対話の主役である蕭琮と楊素は、蕭琮は江南の蘭陵郡出身であるけれども、楊素は弘農郡出身である。弘農郡は西魏・北周の境域に入り、楊素は北周朝で車騎大將軍・司城大夫・東楚州刺史・汴州刺史・徐州総管を歴任。蕭琮が妹を嫁した侯莫陳氏は、侯莫陳氏が胡族群BEとBWの両方にいるので、胡族群BE・BWのいずれかは不明であるが、楊素の妹が嫁いだ独孤氏は、父独孤信が西魏で柱国大將軍を経、自身は西魏で驃騎大將軍・河州刺史・龍州刺史を歴任しており、胡族群㊦に属する。楊素の出身地・経歴が西魏・北周と関係の深いこと、楊素の妹の嫁ぎ先の独孤氏が胡族群㊧に属したことから、楊素が通婚相手として許容した「虜」とは、胡族群B中、胡族群BEよりBWの方を念頭においていたものと推定される。

さて、以上からすべての漢族士大夫と胡族群Bとの間に、蕭琮と楊素の二人が対話した隋代、更にそれに続く唐代において通婚上、問題が完全に解消したと結論を出すのは、早計であろう。かかる問題を明らかにするために、先ず胡族群BEとBWの通婚関係を比べよう。

胡族群BEとBWの通婚関係は第二章において胡族群BEは高氏、胡族群BWは宇文氏を各々代表として取り上げ、整理分析した。今ここで漢族との通婚関係に着目して高氏と宇文氏を比較すると、六鎮の乱で崛起した後、高氏が山東の名族士大夫の家と多く通婚したのに対し、宇文氏は山東の名族中、僅かに河内郡の司馬氏と通婚したにすぎなかった点が、大きな相異点として眼につく。第二章では、高氏と宇文氏が通婚した家として、妻の実家に専ら注目し、高氏と宇文氏が嫁した家はほとんど取りあげなかった。六鎮の乱崛起後の高氏と宇文氏の嫁した家については高氏のそれは今論ずる準備は

ないが、宇文氏のそれについてはわかるので一瞥すると、宇文泰の娘襄樂公主が京兆郡の韋氏（夫―韋世康）に嫁ぎ（『隋書』47韋世康伝）、宇文護の娘新興公主は武功郡の蘇氏（夫―蘇威）に迎えられた（『周書』23蘇威伝）。さて、宇文氏の他に、胡族RWに漢族が嫁した例として、前述したように、独孤陁が弘農郡の楊氏（楊素）を迎え納めた例が挙げられる。六鎮の乱後、胡族群RWの宇文氏・独孤氏の漢族との通婚関係をみると、その相手の出身地は、河内郡（司馬氏）、弘農郡（隋宗室楊氏）、潁川郡（陳氏）、楚郡（李氏）、吳郡（朱氏）、弘農郡（楊氏）、武功郡（蘇氏）、京兆郡（韋氏）の七ヶ所である。この中、隋宗室楊氏と潁川陳氏は仮託の可能性があるので除外するとして、残り六人の出身地中、弘農・武功・京兆の関隴地方が半分を占めており、胡族群RWは関隴地方の漢族士大夫の家と通婚したのではないかと推測される。

以上の推定が正しいとすると、通婚相手とした漢族は、胡族群RWの高氏は山東の名族士大夫と、胡族群RWは関隴の漢族士大夫と通婚する傾向が強かったと言えよう。胡族群RWは、山東の名族士大夫中、とりわけても漢族士大夫中、最頂点に立つ五姓との通婚がみられなかったのである（唯一の例外があるが、これについては後述）。

かかる状況は、北魏が東西に分裂し、東魏・北齊は山東に依拠し、西魏・北周は関中に拠点を置いた結果、もたらされたものであろう。五姓の内訌は、清河郡及び博陵郡の崔氏、范陽郡の盧氏、趙郡及び隴西郡の李氏、滎陽郡の鄭氏、太原郡の王氏であるが、隴西郡の李氏を除いていずれもその本貫は東魏・北齊の境域に属しており、西魏・北周の領域には位置していなかった。

また『北齊書』と『周書』を検して立伝された五姓出身者の数をみると、『北齊書』に伝があつて『周書』にないのは、清河・博陵兩郡の崔氏と趙郡の李氏であり、この兩氏が山東に根づいて関西へほとんど動かなかったことを示すものであろう。

兩書に立伝されたものには、隴西郡李氏、范陽郡盧氏、滎陽郡鄭氏、太原郡王氏が存するが、隴西郡の李氏の伝は『北齊書』が一であるのに対し、『周書』が五で多いのは本貫が隴西にあつたが故であらう。

この他、五姓中、『北齊書』・『周書』の両書に立伝されているのは、范陽郡盧氏、滎陽郡鄭氏、太原郡王氏の三氏であり、この三氏中、『周書』に立伝されているものは、その多くが五三四年（永熙三）に孝武帝が洛陽から高嶽の軍勢を避けて長安へ西奔したのに随っていったものである。^③

要するに『周書』に記載されている五姓中の山東名族は、北魏孝武帝の西遷時及びその後に関中へ移ったもので、本来の居住地にはまだまだ多くの同族が残り、それに比べほんの一握りの人数だったのであるまいか。かく考えると、名族の淵藪たる山東に進入した東魏、北齊の胡族群^㉓と、それと対峙して五姓中隴西の名族李氏^㉔かその勢力圏に含まない西魏・北周の胡族群^㉕とでは、五姓と通婚できる可能性に大きな開きができたのは自然であると考えられる。

また政治的にも、胡族群^㉖は拠点を置いた関中を治めるに当り、山東名族と通婚を通して結託することはさほど切実な意義を持たず、一方山東に政権を確立する上で胡族群^㉗が山東名族と通婚によりそのきずなを強化しなければならぬと差し迫った事情が存したので、胡族群^㉘の高氏は通婚した漢族士大夫中、山東名族が多くを占めたのに対して、胡族群^㉙は山東名族がその通婚相手にはみられなかったものと思われる。次に胡族群^㉚が通婚した弘農郡の楊氏、京兆郡の韋氏、武功郡の蘇氏、呉郡の朱氏、河内郡の司馬氏の家格がどの程度であったか、検討してみよう。そのために、楊素の家格をみることにする。

楊素は、弘農郡の名族楊氏の出身である。隋代までの楊素及び周囲の楊氏一族の通婚関係を一瞥してみよう。楊素自身の妻は鄭氏であるが、滎陽の名族鄭氏出身かどうか不明である（『隋書』48楊素伝）。楊素の子楊玄縱の伴侶は、清河の崔氏（父は崔儼）である（『隋書』76崔儼伝）。楊素との関係は不明であるが、同族に属する楊範の曾祖父楊仲真の妻は高陽郡の許氏、祖父楊懿の妻は太原郡の王氏、父楊頴の妻は河南郡の侯氏であった（『集釈』210図「楊範墓誌」）。楊興宗の妻は太原郡の王氏であった（『集釈』239「比丘尼統慈慶墓誌」）。以上みた楊氏が通婚した漢族士大夫の出自は、五姓中、太原郡の王氏、清河郡の崔氏がみられるが、楊氏が五姓の名族と通婚したからと言って五姓と同格の家柄であったとは認められない。楊素

は隋代において自身が尚書左僕射、司徒にまで昇り位人臣を極め、弟楊約、従父楊文思・弟楊文紀・族父楊昇は尚書・列卿となり、諸子は勞することなく位が柱国・刺史に到達するほど、榮耀を享受したが、息子の楊玄縱のために五姓の一人である清河の名族崔儼の娘を娶らんとして開いた婚約の宴席上、楊素がわざわざ迎えた花嫁の父親崔儼は故意に破衣弊帽して驢馬に乗ってやって来、楊素に対して軽侮の表情を示し不遜な言辞を弄したという挿話は、弘農の楊氏が五姓より下位に格付けされていたことを物語るものであろう（『隋書』76崔儼伝）。弘農の楊氏は、五姓に及ばない二流士大夫であったとみてよからう。また、胡族群 B₂ と通婚した呉郡の朱氏、河内郡の司馬氏、京兆郡の韋氏、武功郡の蘇氏も弘農郡の楊氏同様、北魏孝文帝の姓族詳定時に五姓の如く最高位に序せられた訳ではないので、二流士大夫であったと考えられる。

胡族群 B₂ は關隴地方の漢族士大夫と協力して西魏・北周政権の中核である「關隴集團」を形成したことはよく知られているが、^④胡族群 B₂ が通婚した弘農の楊素、京兆の韋世康、武功の蘇威はその構成員であった關隴士大夫であることは、楊素が前述したように北周に仕えたこと、韋世康は北周で民部中大夫・司会中大夫を歴任し、蘇威が北周で車騎大將軍・稍伯下大夫に叙せられ、その父蘇綽は宇文泰の片腕として大行台度支尚書を占めたことから、明らかである。つまり地域からみて、胡族群 B₂ が拠点を置いたのが關隴地方であったところから、胡族群 B₂ の高氏が拠点を定めた山東の名族と通婚したように、關隴地方の漢族士大夫と通婚したことは自然であろう。胡族群 B₂ にとり、この通婚は關隴に依る足がかりであったと考えられる。

要するに、西魏・北周代に胡族群 B₂ は山東の一流士大夫とではなく、關隴地方の二流士大夫と通婚したのであった。この両者間に通婚関係が生じたことに対して、胡漢両族の民族上の差別を超えたという側面と、孝文帝が五世紀末に樹立した門閥秩序下で賤民化していた胡族群 B₂ が二流とは言え、士大夫に位地付けられる漢族と通婚することにより、通婚上の障壁であった士大夫と賤民との身分上の懸隔を超えたという側面が存すると評価し得よう。

胡族群 B₂ は西魏・北周において通婚上の身分差別を打破したが、それだけでは漢族士大夫との間の身分差別を完全

に克服したとは言えない。なぜならば、西魏・北周当時、漢族士大夫中、最高の家柄という評価を受けていた五姓の多くが対立相手である東魏・北齊治下の山東に残っており、胡族群^㉔はかれらと通婚せぬままにいたからである。胡族群^㉔が五姓中の山東名族と通婚できるか否か、という問題は、東西対立下ではなく、北周武帝が五七七年（建徳六）に山東を併呑し、山東名族を勢力下に入れてから浮かび上ってきたものと思われる。両者の間に、通婚上障害の存したことを直接示す事実はいないが、間接ながら示唆する事実はある。そこで視点を變えて、考えてみたい。

第二節 楊氏・李氏と山東名族

ところで西魏・北周政権の中樞部たる八柱国・十二大將軍に宇文泰・侯莫陳崇・侯莫陳順・宇文導・賀蘭祥の胡族群^㉔中の武川鎮出身の胡族が多く任ぜられたが、かれらとともに武川鎮出身の漢族が柱国・大將軍に任命された。それが、隋文帝（楊堅）の父、大將軍に叙せられた楊忠であり、唐高祖（李淵）の祖父、柱国大將軍に補せられた李虎であった。楊・李両氏の北魏末から唐代までの通婚関係を手がかりに、胡族群^㉔と五姓との通婚問題を考えてみよう。

隋宗室楊氏の通婚関係は、判明している中で最も早い時期のものは、楊堅の祖父楊禎の妻が蓋氏であり（『周書』19楊忠伝）、以下、楊堅の父楊忠の妻が濟南郡の呂氏であり（『隋書』79高祖外家呂氏伝）、楊堅自身の妻は独孤氏であった（『隋書』36独孤皇后伝）。楊氏の妻を民族で分けると、蓋氏は不明であり、呂氏は本貫が濟南郡だが、『北朝胡姓考』によると、胡族系の呂氏は本貫が高平鎮または代郡・略陽郡であるところから恐らく漢族であると考えられ、独孤氏は独孤信の娘で胡族である。この三人の出自を身分の上からみると、蓋氏は不明であるが、呂氏は寒人であり（『隋書』79呂氏伝）、独孤氏は父独孤信が武川鎮に駐屯して賤民視された鎮民である。呂・独孤両氏は、ともに孝文帝により定められた門閥秩序下において、士人身分に属していなかったと言えよう。武川鎮に駐屯した楊忠が寒人の呂氏を娶ったことから考えるに、楊氏は当時少なくとも士人身分に属していなかったのであろう。

一方、唐宗室の通婚関係は六鎮の乱前後、李淵の高祖李熙の妻は張氏、曾祖李天賜の妻は賈氏、祖父李虎の妻は梁氏、父李昫の妻は独孤氏である。この四人の民族をみると、漢族は張氏・賈氏・梁氏であり、胡族は独孤氏である。⁵⁾ その身分は、張・賈・梁の三氏は不明である。独孤氏は父祖の名が不明であるが、父李昫の父李虎は武川鎮に居住していたので、同時期に武川鎮に住んでいた独孤信の一族と考えられ、恐らくその身分は賤民視されていたと思う。李氏も独孤氏と通婚したところから、賤民視された、少なくとも士人とはみなされなかったであろう。

楊・李両氏とも六鎮の乱前後には、北魏孝文帝以来の門閥秩序下で胡漢を問わず、士人と認められない家と通婚していたが、北周から唐代にかけて前の門閥秩序下で士人身分を保った家と通婚するように変化したのが、認められる。

楊氏は北周代に楊堅の嫡男楊勇が北魏宗室の子孫である元孝矩の娘を娶り〔『隋書』50元孝矩伝〕、隋代には文帝の孫楊楷が元徽の娘を妻に迎えた〔『隋書』80華陽王楷妃伝〕。元氏は前に論じた如く、北魏の氏族評定で胡漢両族を統合した門閥制度下で士人として最高の地位を与えられ、北魏滅亡後も士人として他の士人との通婚を続けたが、文帝が楊勇のために元氏を伴侶に選んだのは、その門地を重んじたからに他ならない〔『隋書』50元孝矩伝〕。

李氏は、北周代に李淵が代郡竇氏を娶り、唐初には李世民が河南郡長孫氏を妻とした〔『旧』51竇氏伝・同長孫氏伝〕。竇氏も長孫氏も、胡族である。竇氏は父が竇毅、祖父が竇岳、大叔父が竇熾、曾祖父が竇略であった。竇氏は洛陽遷都後、代郡に住むが、代々魏に仕えて大官に至り、北魏末年の動乱を経験した曾祖父竇略は恐らく動乱前と思うが、平遠將軍（第四品）に任ぜられた〔『周書』30竇熾伝〕。長孫氏は、父が長孫晟、祖父が長孫兕、曾祖父が長孫子裕、高祖が長孫稚（冀婦）であり、長孫稚が孝文帝に從って南遷して以来、河南郡洛陽に定住した。動乱前後に生きた長孫稚は、七兵尚書・太常卿・撫軍大將軍などの大官を歴任した〔『魏書』25長孫冀婦伝〕。両氏ともにその先祖が部落大人であったところから、氏族評定で士人身分に定められ、両氏の父祖の洛陽遷都後の官歴からみて、六鎮の胡族が賤民化したのと異なり、六鎮の乱まで士人身分の家柄を保ち続けたと考えられる。

かく北周代から唐代まで、楊氏が士人身分にあった元氏と通婚し、同じく李氏が竇・長孫両氏と婚姻したことは、通婚上あった士・賤の差別を超えたという評価を一応下すことができる。

ところで、元・竇・長孫三氏の士人身分内の階層を孝文帝の氏族詳定を基準にみると、元氏は最高の姓とされた胡族八姓と漢族五姓に伍する第一級の家柄であったが、竇・長孫両氏は胡族八姓より格下の家柄であった。北周代から唐代にかけて楊・李両氏と、漢族中最高の姓と仰がれる山東名族が大部分を占める五姓との通婚はほとんどなかった（但し、唯一の例外があるが、これについては後述）。

山東名族中の五姓は北朝隋唐時代において士大夫がその家との通婚を夢見、熱心にその実現を求める憧憬的であったが、唐初それらの家と通婚することがなかった宗室李氏にとり、政治権力の頂点に登りつめた自分たちをないがしろにする態度と感じたのであろうか、かかる風潮に対して忿懣を募らせていたことは唐の高祖が、山東人は山東名族の崔氏・盧氏と結婚して誇っているが、外戚である竇氏の家も貴いと竇威に漏らしたことからうかがえる（『旧』61竇威伝）。周知の如く、太宗が高士廉たちに『貞觀氏族志』編纂の命を下したのは、山東名族が門地を誇り娘を他家に嫁せる際、相手方から多額の結納を求めるのを苦々しく思い、門閥秩序を改編してかかる風潮を根本から断とうとしたからである（『旧』65高士廉伝）。高祖も太宗も恐らく士大夫身分にあることを自任しつつも、山東名族を尊重する風潮を目の当たりにするにつけ、士大夫身分内で彼等の階層差の存することを否応なく自覚せざるを得なかったものと思われる。

かく唐宗室李氏が六鎮の乱以後身分上の差別を克服し士大夫身分の家と通婚した後もなお山東名族と士大夫層内の階層差に直面しなければならなかった究極の原因は、漢族では山東名族が大部分を占める五姓が士大夫の最頂点を極めた孝文帝の氏族詳定による門閥秩序が成立し、李氏がその秩序から疎外された存在であった点に求められると考えるが、唐貞観期までかかる問題が持ち越されてきた直接の原因は、五三四～五七七年の華北において、東西魏・北齊・北周とに東西分裂し政治的に対立した結果、西の関中に居た李氏は山東に蟠拠した高氏と異なり、山東名族との通婚が阻まれたことにある。

ろう。したがって東西分裂時に李氏が通婚する相手は自ずと、西の閩隴地方に居た者に限定されてくるのは、当然の理である。当時の通婚関係をみると、李昉の妻は独孤氏、高祖の妻は竇氏である。独孤氏がいつ入閩したかは不明であるが、竇氏は父親の竇毅が五三四年（永熙三）に孝武帝に從つて入閩したので（『周書』30竇毅伝）、閩中において生まれた（『旧』51竇氏伝）。

ところで西魏・北周政権下で統治集団として形成された閩隴集団には六鎮出身者（胡族群BⅡ、漢族）、閩隴地方の漢族士大夫に加えて、漢族側は山東名族、胡族側は氏族詳定後も洛陽に定住し続け、六鎮の胡族群BⅢの如き賤民化を免れ、詳定時に認知された士大夫身分を守り続けたとみられる胡族群Aが参加した^⑥。閩隴集団のかかる構成を踏まえて、今一度楊・李昉氏の北周代の通婚相手の出自を見直すと、閩隴集団に参加した胡族群Aと通婚した例として見出すのが、前述した楊勇と元氏との婚姻である。元氏は言うまでもなく北魏宗室であり、洛陽に定住して士人最高の家柄を保ち、楊勇の岳父に当たる元孝矩は北周政権に仕え、一族は柱国大將軍に元欣、大將軍に元贇・元育・元廓を出し、六鎮出身者と肩を並べて西魏・北周政権、閩隴集団の中核を占めた家であった（『周書』16）。更に唐代まで時代を下げてみると、唐太宗の妻長孫氏は、祖父長孫兕が河南郡洛陽の出身で、北周代に驃騎大將軍・開府・絳州刺史を累遷し、閩隴集団の一員であった（『周書』26長孫兕伝）。

ここで胡族群BⅡの通婚関係に再び眼を向け氏族詳定後、六鎮の乱までの間に、身分差が生じた同民族の胡族群Aとの間に婚姻関係が西魏・北周代に成立したか否か、みてみると、例えば元氏からは、宇文泰は西魏孝武帝の妹（Ⅲ表3）、宇文護は元孝矩の妹（Ⅲ表9）、北周孝閔帝は西魏文帝の娘（Ⅲ表12）を各々娶り、また于氏では、于謹の子于翼が宇文泰の娘平原公主（『周書』30于翼伝）、于謹の孫于象賢は北周武帝（宇文邕）の娘（『周書』15于頔伝）を各々迎えたように、宇文氏が元・于昉氏と通婚したのが認められる。元氏については既に述べたので割愛するが、于氏は于謹が五三一年（普泰元）に爾朱天光に從つて高歡と韓陵山で戦い敗北して入閩し、西魏政権内で柱国大將軍に昇り、閩隴集団を構成する重要な家であ

ったと言える。

要するに、西魏・北周から唐代にかけて、六鎮出身の胡族群^㉔と漢族とは、北魏の氏族詳定後も士大夫身分を保った胡族群 A と、身分上の懸隔を超えて通婚したのであった。

ところで前に留保したが、西魏・北周代に山東の名族士大夫が胡族群^㉔と通婚したものが認められる。博陵郡の名族士大夫崔説（士約）の娘にして崔弘度の妹に当たる女性が、代郡出身の尉遲迥の息子のもとに嫁いだのがその例である（『隋書』74崔弘度伝）。更に時代が下がって隋代には、六鎮出身の漢族が、山東名族と通婚した例が見出される。隋文帝の孫、楊勇の子楊俊が、崔説の娘で崔弘度の妹を娶ったのがそれである（『隋書』74崔弘度伝）。かく山東名族と六鎮出身の胡漢兩族と通婚したわけだが、それ故一見六鎮の乱以降即ちに、山東名族と六鎮出身者との間に、六鎮の乱以前横たわっていた身分差を克服して通婚関係が普遍的に成立し得るようになったようにみえるが、両者の通婚が成立する範囲を限定して考えなければいけないと思う。かかる点を検討するために、先ず六鎮出身者に娘を送り出した崔説の経歴を一瞥してみよう。

崔説は兄崔謙とともに、北魏孝武帝が高歡に備えて荊州に派遣した賀拔勝に随い、孝武帝の西遷後、高歡が派した部將侯景に荊州において敗れると、兄と賀拔勝ともども南朝梁の武帝に身を寄せ、三年後北に帰るのを許され、宇文泰の許に身を投じた。崔説は宇文泰の旗に従い、弘農の奪還、沙苑の戦いで勲功を立て、京兆郡守を皮切りに、車騎大將軍・驃騎大將軍・侍中・隴州刺史・涼甘瓜三州総管などを歴任しており、關隴集團の一員に数えてよいであろう。前に六鎮出身者・關隴地方の漢族士大夫、胡族群 A とともに、山東の名族士大夫が關隴集團を構成したと述べたが、崔説は実はその一人であったのである。

關隴集團とは、もともと陳寅恪氏の発案した概念であるが、氏によると富力に優る山東に依拠し、六鎮鎮民の多くを率いて軍事力において優位に立った高歡に対抗すべく、所謂「關中本位政策」を取り、そのもとに成立した政治集團である。^㉕

関中本位政策の詳しい内容については氏の論述に委ねたいが、それは胡漢兩族の郡望を旧来の河南郡望(胡族)・山東郡望(漢族)からともに関内郡望に変え、北魏孝文帝が改めた胡族の姓を復活し、漢族には胡姓を賜与して、胡漢兩族の統合を図った策であった。前にみた如く、胡族の宇文氏が漢族の司馬氏を娶り、漢族の楊氏が胡族の元氏を娶ったのは、関隴集團内部での胡漢統合を示すものであろう。だが、関隴集團で作用していた原則は、胡漢統合だけに尽きるものではない。前に述べた如く、北周代には選挙上士庶の別を撤廃することに注目するとそれは旧来の家柄に応じて選挙するのを止め、関隴集團参加者に対する選挙は従来の孝文帝により定められた門閥秩序・身分秩序にとらわれず進めたものと解釈できる。通婚においても、前にみたように旧来の身分秩序下では、賤民化した胡族の宇文氏が士人身分の胡族の元氏・于氏と通婚したことは、関隴集團の胡族内部で旧来の身分秩序を超えたことを示し、士人でなかった漢族の楊氏が胡族で士人の元氏と通婚したことは関隴集團内部で胡漢兩族を統合していた身分秩序を打破したことを明らかにしている。前に崔説の娘が尉遲氏に嫁したのであるが、舅の尉遲迥は母が宇文泰の姉昌樂大長公主で関隴集團の一員であり、崔説も同じ集團に属していたことから、関隴集團内部の原則に従って、旧来の身分秩序を超えたといえよう。また崔氏と楊氏との通婚も同じことが言えると思う。したがって、博陵の名族崔氏と尉遲氏、崔氏と楊氏の通婚から、西魏・北周代に山東に留まった結果、関隴集團に参加しなかった山東名族と六鎮出身の胡族並びに漢族との間に、通婚関係が普遍的に成立し得るようになったとは見なすことはできない。

西魏・北周政権の統治集團たる関隴集團は、以後唐代の則天武后期まで基本的にその地位を他に譲ることがなかった^⑧。関隴集團は西魏・北周時代の成立当初は従来の身分秩序を超えて樹てられた集團であったが、政権の中軸を握っていくうち、唐初には士大夫身分中の「門閥」集團と化した(『周書』16)。かつて六鎮において賤民身分に貶しめられた胡族群^㉓の子孫も関隴集團に加わることに、士大夫身分に昇りしかもその門閥と化したと思われる。

関隴集團の一員たる韋挺が寒士出身の馬周を礼遇しなかったように(『旧』77韋挺伝)、関隴集團の士大夫は士大夫身分内

で集団外部の士大夫を排し、上位に立とうとした。しかしながら北魏孝文帝による氏族詳定以前から士大夫社会で家格が最高の評価を得、氏族詳定により国家からその家格が認知されたと思われる、范陽の盧氏、博陵・清河の崔氏、趙郡の李氏、滎陽の鄭氏の山東名族は、北魏の東西分裂後はその大部分が山東に残って西の関中に成立した関隴集団に加わらず、東西が統一された後も唐代初期まで関隴集団の頂点に立つ六鎮出身の胡漢兩族の子孫である宇文・楊・李の三氏と通婚により溶け合うことなく、士大夫社会ではこの三氏より上の最高の家格と評価を受け、かれらとの通婚は憧憬的であるという問題があった。

隋・唐初、山東名族が関隴集団の構成者を見る眼は、旧来の北魏孝文帝が敷いた胡漢兩族を統合した門閥秩序を超えて関隴集団の形成に与ったわけではないので、旧来の門閥意識に覆われ、関隴集団の構成者中、元来士大夫に位置付けられていた山東士族・関隴士族・胡族群Aは別として、目下士大夫身分に属しているとはいえ、素姓を迎ると六鎮の賤民であった胡漢兩族との通婚を避けたものと想像される。

隋・唐初において、五姓の多くを占める山東名族が頂点に立つ旧来の門閥秩序を深く奉じ、それを露骨に表わした士大夫を地域に分けてみると、崔・盧氏と通婚して誇った山東の士大夫であったとみてよいであろう。かかる秩序意識は北魏太和年間以来、東魏・北斉代に懷朔鎮で賤民視されていた胡族群Bの高氏と通婚したとは言え、変わることなく、唐代まで山東士大夫間に伝わったとみられる^⑧。

山東名族を頂点に戴いた山東士大夫の内訳をみると、本貫が山東ではないが山東名族と同格であった隴西郡の李士元の娘を娶るために、息子が莫大な結納金を納めた勃海郡の封述のような五姓より格下の漢族士大夫が挙げられよう（『北齊書』43封述伝）。前にみた如く范陽郡の名族盧愷・河東郡の名族薛道衡とともに魏族の胡族陸彥師は隋代に入ってから、北周代に廃止された清濁の区別を復活させた。この三人とも北魏孝文帝の氏族詳定以来、士大夫身分の保証されてきた家の出身であるから、かれらの復活した清濁の区別とは旧来の門閥秩序に基づくものであったと考えられる。となれば

隋代に清濁の別を復活させた一人の胡族陸彥師も、山東地域出身であるから、陸氏のような北魏太和年間以来士大夫の地位に留まり、東西分裂後も山東にいた胡族群Aも山東名族を門閥秩序の頂点に立つと考えていたと思われる。更に貞観期に『氏族志』の編纂を統轄し、当初博陵の名族崔幹を門閥の筆頭に定めて太宗からさし戻された高士廉は、祖父が高歡の従父弟高岳、父が高勛で、北斉宗室高氏の血を引く。高氏の代表する、北魏末年に六鎮から崛起し山東に入り東魏・北斉を擁した胡族群Bもまた、山東名族を頂点とする門閥意識から逃れることはできなかつたと思われる。

唐の太宗李世民はかかる山東士大夫の門閥意識に反発を感じ門閥秩序の再編を試みたが、それは東西分裂後、東魏・北斉から唐代まで旧来の門閥意識の勝となつたままであつた山東地方の士大夫と、西魏・北周で旧来の門閥秩序を打破して成立し、唐代においては李氏を頂点に戴く統治集団である關隴集団との対立が表面化したものとみることができよう。

ところで、關隴集団はそもそも旧来の門閥秩序を超えて成立したはずなのだが、隋・唐初において旧来の門閥秩序を集団構成員の意識から完全に拭い去ることができたわけではなかつた。例えば前に引いたように隋代に弘農の楊素は子楊玄縱のために辞を低くして、清河の名族崔儼の娘を迎えたことは、その一例である。また『貞観氏族志』編纂の折り、高士廉に同調して令狐德棻・韋挺が博陵の崔幹を門閥の第一等に推したことはその証左であろう。楊素は父楊敷が北周の汾州刺史に任ぜられ、自身も北周で車騎大將軍・司城大夫を歴任した後、隋朝に仕えた(『隋書』48楊素伝)。令狐德棻はもともと敦煌郡の名族で祖父令狐整が北周の大將軍に任ぜられ(『周書』36令狐整伝)、父令狐熙は吏部中大夫・儀同大將軍に補せられた(『周書』36令狐熙伝)。韋挺は祖父韋瓊が北周から徵召されたが応ぜず、伯父韋世康が北周の上開府・司會中大夫に叙せられ(『隋書』47韋世康)、父韋冲が北周で少御伯下大夫・汾州刺史を歴歷した(『隋書』47韋冲伝)。楊・令狐・韋の三氏とも北周に仕え關隴集団の一翼を担つた家であつた。

李世民は關隴集団が政界で優位に立っていたにもかかわらず、集団外の山東士大夫は山東名族の資格に最高評価を与え、更に集団の構成員も同様の格付けを意識していたという政治的地位と士大夫社会での家格評価との乖離現象に終止符を打

ち、最初第一等の家格に置かれた博陵の崔幹を第三等にひきずり降ろし、唐の宗室李氏を第一等にあげたことにみられるように、閼隴集團の優勢下に山東士大夫を統合し、改めて家格を定め、門閥秩序を再編すべく、二回に亘って『貞觀氏族志』を編纂したと言えよう。

『貞觀氏族志』の第一次編纂では、三九八姓を郡望に指名し、士大夫身分に位置付けた上、この三九八姓間で通婚することを定め、これ以外の二一〇〇雑姓との通婚を禁じたのが認められる。所謂「身分内婚制」の成立である^⑩。第一次氏族志とも言うべき、敦煌発見の国立北京図書館所蔵「位字七九号」が今に伝わっているので、池田温氏の移録を基にみてみよう^⑪。漢族では、山東士大夫である范陽郡の盧氏、趙郡の李氏、滎陽郡の鄭氏、清河郡の崔氏などの五姓名族、広平郡の宋氏、河間郡の邢氏、渤海郡の高氏、鉅鹿郡の魏氏、清河郡の房氏の地方名族、閼隴士大夫である弘農郡の楊氏、太原郡の令狐氏の名が、郡望として列記されている。以上の漢族士大夫とともに、胡族も郡望中に伍している。太原郡の鮮于氏、同郡の尉遲氏、上党郡の赫連氏、陳留郡の元氏、河南郡の賀蘭氏・丘氏・穆氏がそれである。これらの郡望に定められた胡族を北魏孝文帝の氏族詳定で士人身分に据えられた後もその地位を保ったとみられる胡族群Aと、洛陽遷都後六鎮に取り残され賤民化し、北魏末年の反乱時に蜂起して東魏・北斉に参加した胡族群Bと、同じく西魏・北周を樹立した胡族群BWに分類すると、胡族群Aは元・穆・丘の三氏、胡族群Bは鮮于氏、胡族群Cは尉遲・賀蘭・赫連の三氏である。

『氏族志』中の胡族の郡望で、胡族群Aの元氏は北魏孝文帝の氏族詳定で士大夫身分に定められ、その地位をその後も保ったのであるから郡望に指定されたのは当然であると考えられるが、胡族群Cに分類した尉遲・賀蘭・赫連の三氏は各々六鎮の乱の中から頭角を現わし、閼隴集團を構成したと思われるところから、唐の太宗李世民が、孝文帝の洛陽遷都後賤民化し六鎮の乱後閼隴集團に参加した胡族の家を士大夫身分に位置付けようとした意図が窺えよう。

ところで『貞觀氏族志』を編纂することにより、唐太宗李世民は閼隴集團の優位下に門閥秩序の再編を目論だが、同じ意図は高宗代の六五九年（顯慶四）に孔志卿・楊仁卿・史玄道・呂才等12人により編まれた『姓氏錄』にも貫かれていたこ

とが、はっきりと確認できる。この『姓氏録』は許敬宗が則天武后の家が『貞觀氏族志』に郡望として記載されていないのを見、李義府が自分の家の名がないのを恥じ、改めて刊定し、合わせて二三五姓、二二八七家を官品により九等に分けて記載した。当時、軍功を立て五品に入ったものの家も、これに記載し、士大夫扱いした(『新』95高俊伝)。それ故、『姓氏録』は、『貞觀氏族志』において定められた門閥秩序に新興階層を加え位置付けることにその目的が存したことがわかる。

『姓氏録』で基準とした官品が何時のものかは不明だが、今仮りに高宗の即位した六四九年から同書が編纂された六五九年までの官品を基準にその第一姓をみると、閔隴集團に参加した家は、李(唐宗室)・竇・長孫・王(以上、后姓)・楊(鄜公・隋宗室)・宇文(介公・北周宗室)・于(志寧)・太子太師、以下()内は該当者の名と規準の官位)の七姓であり、残りの武(后姓)・李(世勣)・司空)・尉遲(敬德)・開府儀同三司)・張(行成)・尚書右僕射)・褚(遂良)・同上)の五姓より多く、山東名族が入っておらず、閔隴集團の優位下で門閥秩序が樹てられたのが認められる。

太宗は『氏族志』を編み門閥秩序を改めただけでなく、宗室李氏の王妃、公主の婿はみな当時の勲貴・名臣の家から選び、山東名族からは迎えなかった(『新』95高俊伝)。勲貴・名臣の家とは、閔隴集團の家であろう。

一方、山東名族に対しては、高宗代には李義府が山東名族が互いに通婚し合って家格を誇っていたのを見て、自分の子のために山東名族の家から嫁を迎えようとしたが、断わられたのを腹いせに、上奏して隴西李氏を含め、太原王氏、滎陽鄭氏、范陽盧氏、清河・博陵の兩崔氏、趙郡李氏が互いに通婚し合うのを禁じた(『旧』82李義府伝、『新』223上、同伝)。

かく太宗・高宗時代に唐宗室李氏を頂点とし、閔隴集團の優勢下に山東士大夫を置き且つ李氏は閔隴集團内の家に限って通婚することにより山東名族と一線を画した上、更に山東名族間の通婚を制したけれども、閔隴集團と山東士大夫との阻隔関係がいつまでも続いたわけではない。

唐の宗室で李昺の八代孫、雍王李絳の七代孫、淮陽王李道明の五代孫李邕は、博陵郡の名族崔友之の娘を娶ったが、この女性は東魏・北齊で瀛州別駕・京畿司馬・濟北太守を歴任した崔伯謙の七代孫に当った(『朱文公校昌黎先生集』34「李邕

墓誌銘）。李邢は生卒年が七四九—八二二年であるから、晚くとも八世紀半ばには関隴集團を代表する李氏と山東名族との間にあった通婚上の隔壁が取り払われていたと言えよう。

さて、それでは唐宗室の祖先李虎とともに六鎮の乱に蜂起し関隴集團に参加した胡族群 *トマ* の子孫は、いつ頃関隴集團に加わらなかつた山東の名族士大夫（五姓）と通婚するようになったのであろうか。今のところ両者が通婚したことが確認できる例はないが、晚くとも関隴集團を代表する李氏が崔氏と通婚したのが確かめられる八世紀中頃には両者の壁が消え、通婚したのではないかと推量される。この両者が通婚した時を以て、はじめて胡漢の民族差別はいは士・賤という身分差別、関隴・山東という地域差別を乗り越えたといえることができよう。

- ① 『魏書』80 侯莫陳悅伝、『北齊書』19 侯莫陳相伝、『周書』16 侯莫陳崇伝、同上侯莫陳瓊伝、同上侯莫陳凱伝、同上侯莫陳順伝、『隋書』55 侯莫陳頴伝、武川鎮出身者は、侯莫陳崇、瓊・凱・順・頴の五人である。

- ② 『隋書』56 盧愷伝「自周氏以降、遷無清濁。及愷撰吏部、与薛道衡、陸彥師等甄別士流。」『隋書』72 陸彥師伝「歲余、転吏部侍郎。隋承周制、官無清濁。彥師在職、凡所任人、頗甄別於士庶。論者美之。」

- ③ 孝武帝の西遷に随つたものは、盧弁（『周書』24 本伝）、鄭孝穆（同35 本伝）、王思政（同18）である。また孝武帝の西遷した後を追つて西走したものに、盧光（同45）がいる。更に孝武帝とともに高歡を討とうとした賀拔勝に從つて荊州から梁に一旦帰属してから關中へ移つたものに、盧柔（同32）がいる。その後賀拔岳に從つて入關したものに、王雄がいる。

- ④ 陳寅恪『唐代政治史述論稿』（一四—一七頁、四八—四九頁上海古籍出版社、一九八二年）

- ⑤ 王仲萃『魏晉南北朝史』(下)（六一—六三頁、上海人民出版社）

- ⑥ 注④引用書一三頁。

- ⑦ 同一四—一七頁。

- ⑧ 同一八一—一九頁、四八一—四九頁。

- ⑨ 北齊政權内で、胡族と漢族士大夫とが階閥を繰り広げたが、その一方で漢族士大夫が売婚を盛んに行なつた。胡族と漢族士大夫との通婚関係は、高氏以外その例をみることができず、売婚の相手、胡族が含まれていたかどうか、今のところ確言できない。したがって高氏以外の胡族群 *トマ* の家々が、通婚を通して旧来の門閥秩序に改編を加えたかどうか、今のところ明言できない。将来の課題に属する。

- ⑩ 仁井田陞「六朝及び唐初の身分的内婚制」『中国法制史研究——奴隸農奴法・家族村落法——』六一—六二頁、東大出版会、一九六二年）

- ⑪ 池田温「唐代の郡望表（上）——九、十世紀の敦煌写本を中心として——」『東洋学報』42—一九六〇年）

- ⑫ 鮮于氏の伝は、『周書』にはなく、『北齊書』41 に鮮于世榮伝、『北史』53 に鮮于貞伝があるのみであり、両唐書にもない。鮮于世榮と鮮于貞

は親子であり、世榮の父金業は懷朔鎮將である。ここにみられる鮮于氏は、鮮于世榮と子孫の關係にある可能性があるため、胡族群^㉓に分類した。

⑬ 尉遲氏は、北周末期五八〇年(大象二)に尉遲迥が宣帝の死後幼い薛帝の代わりに、摂政となった楊堅に反旗を翻して敗れ、子の寛・誼・順・惇・祐が誅戮されたが、誼らの子は幼なかつたので、処刑を免れた(『北史』62 尉遲迥伝)。尉遲迥の弟綱の子安も隋代まで生きのび鴻臚卿、左衛大將軍を歴任した(『北史』62 尉遲安伝)。また安の兄弟も特に赦された(『北史』62 尉遲迥伝)。更に唐武徳年間に迥の従孫の庫部員外郎蕃福が上表して迥の改葬を申請し、許されたことから、

結 語

小論では、北朝隋唐時代における胡族の通婚關係を、漢族との通婚關係を基軸にして整理・考察した。以下、その結果をまとめてみよう。胡族全体からみて、胡族が漢族と通婚するように大きく転回する時期は、北魏から唐代までの間に二度あった。時間の順に言うと、第一期は五世紀末に孝文帝が漢化政策を推進した時期で、両者の通婚が重ねられた場合は洛陽であった。第二期は第一期に漢化政策から疎外され、六鎮内で主に同族を相手に通婚していた胡族が漢族と通婚するようになった。六鎮の乱後、東魏・北齊、西魏・北周が併立した東西分裂期であった。

ついで北魏孝文帝が胡漢兩族を統合した門閥秩序身分の観点から、胡族が通婚した漢族の出自を検討した。第一期を境に胡族が通婚した漢族は、多くが士大夫であった。一方、六鎮の胡族は賤民化した同族同士通婚していたが、六鎮の乱後の東西分裂期には東西に分かれた胡族のいずれも漢族士大夫と通婚するようになった。北魏孝文帝の姓族詳定により最高の家格と認定された五姓中の山東名族との通婚の有無という点からみると、第二期の漢族と通婚しはじめた胡族が、漢族

尉遲迥の血統が唐代まで伝わったことがわかる(『周書』21 尉遲迥伝)。太原郡望に指定された尉遲氏は、尉遲迥の子孫の可能性があると考え、胡族群^㉓に分類した。賀蘭氏は、武川鎮出身で十二大將軍の一人となった賀蘭祥の子孫と推定される(『周書』16、同書20 賀蘭祥)。赫連氏は『周書』27に赫連達伝、『北齊書』40に赫連子悦伝が立てられており、いずれも赫連勃勃の子孫である。赫連達の郷里は、盛樂郡である。赫連子悦の郷里は明記されていない。兩人とも、六鎮の乱で崛起した胡族である。『氏族志』殘卷がいずれの子孫を指すのか、或いは両方の子孫を指すのか、特定できないが、胡族群^㉓に一応配した。

士大夫との間の壁を完全に超えて通婚していったわけではない。今東西に分けて胡族の通婚関係をみると、東の胡族は高氏の如く、山東名族と通婚したものが存したのに対し、西の胡族は関隴士大夫と通婚したが、山東の名族士大夫とは関隴集団に参加した者を除いて通婚しなかった。これは東西分裂という政治的対立、山東名族が東魏・北斉治下にいたという地域事情が重ね合わさった結果であるが、五七七年に東西統一が実現した後も、山東名族との間に通婚関係が生じなかった。山東名族は、五世紀末に北魏国家により認定された最高の家格を売り物にして通婚していった。唐代には関隴集団の側に立つ漢族の太宗李世民は、これに掣肘を加うべく、六鎮系統の胡族を含む関隴集団の優勢下に門閥秩序を再編し、山東名族を下座に置いた。そして宗室李氏が山東名族と一線を画し、通婚しなかったが、同様に六鎮系統の胡族も山東名族と通婚しなかったと考えられる。

唐代においていつから関隴集団内の六鎮系統の胡族と山東の名族士大夫とが通婚し始めたのか、今のところ証明できない。それは関隴集団と山東名族との間の阻隔が取り払われた時期と考えるならば、宗室李氏が八世紀半ばには山東士大夫と通婚していることから、唐代中頃にはその系統の胡族と山東士大夫との間に通婚関係が生じた可能性がある。

最後に小論において未解決のまま、今後取り組むべき課題を掲げて締めくくりとしたい。課題は二つある。第一は、東魏・北斉において六鎮出身の胡族高氏が山東名族と通婚したことは前にみた通りであるが、その政治史でみられる胡漢対立と如何に政治史の文脈に沿って整合的に解釈するか、という問題である。第二は、胡族は漢族士大夫と前述した二つの時期を境に通婚したが、それはただ単に通婚関係が生じたというにすぎず、そこから胡族が漢族の文化を受容した、つまり漢化したと結論付けることはできない。別に漢化の過程・構造を考究することが待たれる。

A Study of the Marriage of the Non-Chinese
Nation from the Northern Dynasties to the
Sui and Tang Dynasties

by

OSABE Yoshihiro

One of the notable things about the political history from the northern dynasties to the Sui and Tang dynasties is the process of the cooperation and the national integration between the Xianbei 鮮卑 nation, who organized an army with founded the Northern Wei dynasty, and the Chinese who were conquered by the Xianbei nation and gradually participated in the government as bureaucrats. Although their cooperation and integration was greatly abetted by the policies of Xiaowen-di 孝文帝, all problems were not solved in a single stroke. After the revolt at the end of the Northern Wei dynasty, their relationship became closer.

Since the author takes marriage between these two nations as having been the most effective means of achieving cooperation and integration, he analyzes several cases of marriage in order to shed light on the structure at that time.

The English Levant Trade and Its Decline
in the Eighteenth Century

by

KAWAWAKE Keiko

English trade overseas grew rapidly from the 1660s. The English Levant trade, however, began to stagnate and decline during the 18th century, contrary to other trends. In this essay, the author discusses the stagnation and decline of the Levant trade during the English commercial revolution as well as the various causes which precipitated this phenomenon. The author explains how the Levant Company operated its trade monopoly. She provides statistics concerning Levant trade in